官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（三三）　一五
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（三四）　一六
○デジタル社会形成基本法（三五）　二〇
○デジタル庁設置法（三六）　二四
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（三七）　二四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（三八）　九二
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（三九）　一〇六
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（四〇）　二一〇

〔政令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令（一五四）　二一三
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令（一五五）

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**三）　二一三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（**同**四）　二一四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（**内閣府・財務**三）
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（**同**四）　二一五

〔省令〕
○納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令（**総務**五四）　二一五
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**五五）　二一七
○健康増進法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九七）　二二四
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**三七）　二二五

〔告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**内閣府**七〇）　二二七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**内閣府・総務**一）　二二八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二）

本号で公布された法令のあらまし

◇国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（法律第三三号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業の実施主体として定められた市町村が建築基準法第六八条の二第五項の規定により定める用途制限の緩和に関する条例については、当該区域計画が内閣総理大臣による認定を受けた日において、同項の国土交通大臣の承認があったものとみなすこととした。（第一六条の二関係）

2　法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限の延長

法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を二年間延長することとした。（第一八条関係）

3　国家戦略特別区域工場等新増設促進事業に係る工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略特別区域工場等新増設促進事業の実施主体として定められた市町村は、当該事業の実施区域における製造業等に係る工場等の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、工場立地法第四条第一項及び第四条の二第一項並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項及び第一〇条第一項に規定する準則に代えて適用すべき準則を定めることができることとした。（第二〇条の二関係）

4　国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略中心市街地活性化事業の実施主体として定められた市町村が中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項の規定により作成する中心市街地活性化基本計画については、当該区域計画が内閣総理大臣による認定を受けた日において、同条第一〇項の内閣総理大臣の認定があったものとみなすこととした。（第二四条の三関係）

5　施行期日

この法律は、２の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（法律第三四号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備について、継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと等を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であって、畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限、災害時の避難経路の確保並びに避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組について定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

3　畜舎建築利用計画の認定等

㈠　畜舎建築利用計画の認定

(1)　畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者（(4)において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができることとした。（第三条第一項関係）

(2)　畜舎建築利用計画には、畜舎等の種類・所在地・規模・間取り、畜舎等の敷地、構造及び建築設備、畜舎等の利用の方法等（その床面積が、主務省令で定める規模以下である畜舎等（(3)において「特例畜舎等」という。）にあっては、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する事項を除く。）を記載しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(3)　都道府県知事は、(1)の認定の申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等（特例畜舎等にあっては、技術基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。（第三条第三項関係）

(4)　都道府県知事は、申請者が家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき等は、(1)の認定をしてはならないこととした。（第三条第四項関係）

㈡　基準適合義務等

認定畜舎等（㈠の(1)の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならないこととし、㈠の(1)の認定を受けた者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならず、また、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならないこととした。（第七条関係）

㈢　建築基準法令の適用除外

認定畜舎等については、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用しないこととした。（第一二条関係）

4　雑則

この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とすることとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすることとした。（第二三条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇デジタル社会形成基本法（法律第三五号）（内閣官房）

1　総則について定めることとした。

㈠　目的

この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいうこととした。（第二条関係）

2　基本理念について定めることとした。

㈠　全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現

デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

㈡　経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並

びに多様な就業の機会その他労働者がその有する能力を有効に発揮する機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならないこととした。（第四条関係）

(三) ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、国民の立場に立って、国民生活の全般にわたる多様なサービスの価値を高め、及びその新たな価値を生み出すことにより、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならないこととした。（第五条関係）

(四) 活力ある地域社会の実現等

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならないこととした。（第六条関係）

(五) 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に迅速かつ適確に対応することにより、被害の発生の防止又は軽減が図られ、もって国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものでなければならないこととした。（第七条関係）

(六) 利用の機会等の格差の是正

デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならないこととした。（第八条関係）

(七) 国及び地方公共団体と民間との役割分担

デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法第二条に規定する公共サービスをいう。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとすることとした。（第九条関係）

(八) 個人及び法人の権利利益の保護等

デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならないこととした。（第一〇条関係）

(九) 情報通信技術の進展への対応

デジタル社会の形成に当たっては、情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応しなければならないこととした。（第一一条関係）

(一〇) 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならないこととした。（第一二条関係）

3 国、地方公共団体及び事業者の責務等について定めることとした。

(一) 国、地方公共団体及び事業者の責務

(1) 国は、2に定めるデジタル社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第一三条関係）

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第一四条関係）

(3) 国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこととした。（第一五条関係）

(4) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとすることとした。（第一六条関係）

(二) 法制上の措置等

政府は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一七条関係）

(三) 統計等の作成及び公表

政府は、デジタル社会に関する統計その他のデジタル社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならないこととした。（第一八条関係）

(四) 国民の理解を深めるための措置等

政府は、広報活動等を通じてデジタル社会の形成に関する国民の理解を深めるとともに、デジタル社会の形成に関する施策の策定及び実施に当たって広く国民の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならないこととした。（第一九条関係）

4 施策の策定に係る基本方針について定めることとした。

(一) 施策の一体的な推進（第二〇条関係）

(二) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成（第二一条関係）

(三) 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第二二条関係）

(四) 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保（第二三条関係）

(五) 教育及び学習の振興（第二四条関係）

(六) 人材の育成（第二五条関係）

(七) 経済活動の促進（第二六条関係）

(八) 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上（第二七条関係）

(九) 生活の利便性の向上等（第二八条関係）

(一〇) 国及び地方公共団体の情報システムの共同化等（第二九条関係）

(一一) 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用（第三〇条関係）

(一二) 公的基礎情報データベースの整備等（第三一条関係）

(一三) 公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上（第三二条関係）

(一四) サイバーセキュリティの確保等（第三三条関係）

(一五) 国際的な協調及び貢献（第三四条関係）

(一六) 研究開発及び実証の推進（第三五条関係）

5 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置くこととした。（第三六条関係）

6 政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成しなければならないこととした。（第三七条関係）

7 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法は、廃止することとした。（附則第二条関係）

8 この法律は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇**デジタル庁設置法**（法律第三六号）（内閣官房）

1　デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

㈠　設置

内閣に、デジタル庁を置くこととした。（第二条関係）

㈡　任務

デジタル庁は、次に掲げることを任務とすることとした。（第三条関係）

(1)　デジタル社会形成基本法第二章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

(2)　デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

㈢　所掌事務

(1)　デジタル庁は、㈡の(1)の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどることとした。（第四条第一項関係）

イ　デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ロ　関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2)　デジタル庁は、㈡の(2)の任務を達成するため、次に掲げる事務等をつかさどることとした。（第四条第二項関係）

イ　デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進に関すること。

ロ　官民データ活用推進基本計画の作成及び推進に関すること。

ハ　行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号、記号その他の符号の利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ニ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第一五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

ホ　情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ヘ　情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保及び利用の促進を図る観点からの、商業登記法第一二条の二第一項、第三項及び第八項の規定による証明に関すること。

ト　電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名に関すること（法務省の所掌に属するものを除く。）。

チ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第一七条第四項に規定する署名検証者及び同法第三六条第二項に規定する利用者証明検証者に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

リ　電子委任状の普及の促進に関する法律第二条第一項に規定する電子委任状に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

ヌ　複数の国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び民間事業者が利用する官民データに係るデータの標準化に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ル　外部連携機能に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ヲ　公的基礎情報データベースの整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ワ　国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。

カ　情報システム整備計画の作成及び推進に関すること。

ヨ　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

タ　国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下タにおいて同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

(イ)　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を一括して要求し、確保すること。

(ロ)　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

(ハ)　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分し、執行させること。

レ　国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

2　デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職

㈠　デジタル庁の長

デジタル庁の長は、内閣総理大臣とすることとした。（第六条第一項関係）

㈡　デジタル大臣

デジタル庁に、デジタル大臣を置くこととし、デジタル大臣の関係行政機関の長に対する資料の提出請求権、勧告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権について所要の規定を整備することとした。（第八条関係）

㈢　副大臣、大臣政務官及びデジタル監

デジタル庁に、副大臣一人、大臣政務官一人及びデジタル監一人を置くこととし、デジタル監は、デジタル庁の所掌事務に関する重要事項に関し、デジタル大臣に進言し、及びデジタル大臣の命を受けて、デジタル大臣に意見を具申することなどの職務を行うこととした。（第九条～第一一条関係）

3　デジタル社会推進会議

デジタル庁に、全ての国務大臣等をもって組織するデジタル社会推進会議を置くこととした。（第一四条及び第一五条関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、令和三年九月一日から施行することとした。

◇**デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律**（法律第三七号）（内閣官房）

一　民法の一部改正関係

1　弁済をする者は、受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができることとした。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでないこととした。（第四八六条第二項関係）

2　日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときに、公証人の職務を領事が行う場合においては、遺言者及び証人は、民法第九六九条第四号又は第九七〇条第一項第四号の印を押すことを要しないこととした。（第九八四条関係）

二　抵当証券法の一部改正関係

抵当証券の交付申請書への捺印を不要とすることとした。（第四条関係）

三　死産の届出に関する規程の一部改正関係

1　航海日誌のある船中で死産があったときにおける船長の航海日誌への捺印を不要とすることとした。（第四条第三項関係）

2　死産届書への届出人の捺印を不要とすることとした。（第五条第二項関係）

3　死産証書又は死胎検案書への医師又は助産師の捺印を不要とすることとした。（第六条関係）

四　地方自治法の一部改正関係

1　条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならないこととした。（第七四条の二第一項関係）

2　認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができることとした。（第二六〇条の一八第三項関係）

五　農業協同組合法の一部改正関係

農事組合法人の総会に出席しない組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第七二条の一四第三項関係）

六　農業保険法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第七九条及び第八五条関係）

七　戸籍法の一部改正関係

1　届書への届出人の押印を不要とすることとした。（第二九条関係）

2　証人を必要とする事件の届書への証人の押印を不要とすることとした。（第三三条関係）

3　口頭で届出をする場合、書面への届出人の押印を不要とすることとした。（第三七条第二項関係）

4　航海中に出生があったときにおける航海日誌への船長の押印を不要とすることとした。（第五五条第一項関係）

八　公認会計士法の一部改正関係

1　公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合、証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法により証明をすることができることとした。（第二五条第三項関係）

2　無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定をしたときの書面による通知に代えて、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三四条の一〇の四第七項関係）

3　監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合、当該証明に係る業務を執行した社員における当該証明書への押印を不要とすることとした。（第三四条の一二第二項関係）

4　監査法人は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合、証明書による証明に代えて、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法により証明をすることができることとした。（第三四条の一二第三項関係）

九　損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正関係

総会に出席しない会員は、定款で定めるところにより、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができることとした。（第七条の二の一三第三項関係）

一〇　建設業法の一部改正関係

1　建設業者は、建設工事の見積書の交付に代えて、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第二〇条第三項関係）

2　特定専門工事の元請負人及び下請負人は、主任技術者の配置に係る合意について、書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により合意をすることができることとした。（第二六条の三第四項関係）

一一　土地改良法の一部改正関係

清算人が作成する貸借対照表及び財産目録並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第六九条及び第七一条関係）

一二　船主相互保険組合法の一部改正関係

組合員が臨時総会の招集に係る書面を理事に提出する場合において、定款で定めるところにより、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三〇条第四項関係）

一三　建築士法の一部改正関係

1　一級建築士、二級建築士又は木造建築士が設計を行った場合における設計図書への押印を不要とすることとした。（第二〇条第一項関係）

2　管理建築士等は、建築主に対し設計受託契約又は工事監理受託契約の重要事項の説明をするときは、重要事項を記載した書面の交付に代えて、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第二四条の七第三項関係）

一四　商品先物取引法の一部改正関係

1　創立総会に出席しない加入予定者は、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第二七八条第一〇項関係）

2　総会に出席しない会員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第二九三条第三項関係）

一五　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正関係

裁定申請書への申請人又は代理人の押印を不要とすることとした。（第二五条の二第二項関係）

一六　漁船損害等補償法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第五九条及び第六一条関係）

一七　宅地建物取引業法の一部改正関係

1　宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したとき、依頼者への書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三四条の二第一一項関係）

2　宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に宅地建物取引業者の相手方等に交付する書面への宅地建物取引士の押印を不要とし、また、相手方等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三五条第五項及び第七項～第九項並びに第三七条第三項～第五項関係）

一八　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正関係

保証契約に係る公共工事の発注者は、保証金の支払の請求について、書面による請求に代えて、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法により当該請求をすることができることとした。（第一三条第三項関係）

一九　中小漁業融資保証法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第六一条及び第六三条関係）

二〇　土地区画整理法の一部改正関係

1　組合員が臨時総会の招集に係る書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三二条第四項関係）

2　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことができることとした。（第三八条第四項関係）

3　代理人が代理権を証する書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三八条第八項関係）

二一　内航海運組合法の一部改正関係

１　組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことができることとした。（第二一条第三項関係）

２　代理人が代理権を証する書面を海運組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第二一条第七項関係）

３　組合員が臨時総会の招集に係る書面を理事会に提出する場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第四三条第三項関係）

二二　国民年金法の一部改正関係

国民年金基金又は国民年金基金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印を不要とすることとした。（第一三九条の二関係）

二三　確定給付企業年金法の一部改正関係

事業主等又は企業年金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印を不要とすることとした。（第九七条第一項関係）

二四　農業信用保証保険法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第五一条及び第五三条関係）

二五　建物の区分所有等に関する法律の一部改正関係

１　議事録が書面で作成されている場合における議長及び集会に出席した区分所有者の二人の議事録への押印を不要とすることとした。（第四二条第三項関係）

２　建物の区分所有等に関する法律第六一条第八項の買取指定者は、書面による通知に代えて、区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知することができることとした。（第六一条第九項関係）

３　建物の区分所有等に関する法律第六一条第五項の集会を招集した者は、書面による催告に代えて、区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により同条第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を催告することができることとした。（第六一条第一二項関係）

４　集会を招集した者は、書面による催告に代えて、建替え決議に賛成しなかった区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告することができることとした。（第六三条第二項関係）

二六　不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正関係

鑑定評価書への当該鑑定評価に関与した不動産鑑定士の押印を不要とすることとした。（第三九条第二項関係）

二七　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正関係

鑑定評価書への当該鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の押印を不要とすることとした。（第三九条第二項関係）

二八　漁業災害補償法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第五八条及び第六〇条関係）

二九　住民基本台帳法の一部改正関係

１　個人番号カードの交付を受けている者等の転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を転入予定地市町村長に通知しなければならないこととした。（第二四条の二第三項関係）

２　転入予定地市町村長は、転出届をした個人番号カードの交付を受けている者等が当該転入予定地市町村長に最初の転入届等をすることなく、二九の１の通知があった日から政令で定める期間が経過したときは、通知された事項を消去しなければならないこととした。（第二四条の二第四項関係）

３　転入地市町村長が二九の１の通知を受けていない場合又は通知された事項を二九の２により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を転出地市町村長に通知しなければならないこととした。（第二四条の二第五項関係）

４　機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を利用することができる電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定による事務の範囲を拡大することとした。（第三〇条の一五第三項関係）

５　機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大することとした。（第三〇条の一五第四項関係）

６　児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加することとした。（別表第一～別表第五関係）

三〇　住民基本台帳法の一部改正関係

医師、看護師等の免許に関する事務、保育士等の登録に関する事務等を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加することとした。（別表第一～別表第三及び別表第五関係）

三一　通関業法の一部改正関係

通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類への通関士の押印を不要とすることとした。（第一四条関係）

三二　社会保険労務士法の一部改正関係

社会保険労務士又は社会保険労務士法人が申請書等を作成した場合等において、その作成の基礎となった事項等を記載した書面の添付又は当該事項等の付記をした際の、社会保険労務士の押印を不要とすることとした。（第一七条第三項関係）

三三　都市再開発法の一部改正関係

１　組合員が臨時総会の招集に係る書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三一条第四項関係）

２　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第三七条第五項関係）

３　代理人が代理権を証する書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三七条第九項関係）

三四　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正関係

組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第四九条第四項関係）

三五　農住組合法の一部改正関係

１　組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第一八条第三項関係）

２　代理人が代理権を証する書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第一八条第七項関係）

３　組合員が総会の招集の請求に係る書面を理事に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三七条第三項関係）

４　清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第七七条及び第七九条関係）

三六　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正関係

１　厚生労働大臣は、社会福祉士又は介護福祉士の登録を受けた事項の変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を社会福祉士登録簿又は介護福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした社会福祉士又は介護福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付することとした。（第三一条第二項関係）

２　登録の変更を証する書類の交付は、届出が利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととした。（第三一条第三項関係）

三七　借地借家法の一部改正関係

１　借地借家法第二二条第一項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、書面によってされたものとみなして、同項後段の規定を適用することとした。（第二二条第二項関係）

２　借地借家法第三八条第一項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用することとした。（第三八条第二項関係）

３　建物の賃貸人は、借地借家法第三八条第三項の規定による書面の交付に代えて、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとし、この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなすこととした。（第三八条第四項関係）

４　借地借家法第三九条第一項の特約がその内容及び同条第二項に規定する事由を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、同項の書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用することとした。（第三九条第三項関係）

三八　看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正関係

１　厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、保健師助産師看護師法第三三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができることとした。（第九条第一項関係）

２　厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であって、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものを提供することができることとした。（第九条第二項関係）

３　都道府県は、三八の２の規定により提供を受けた情報を都道府県ナースセンターに提供することができることとした。（第九条第三項関係）

三九　不動産特定共同事業法の一部改正関係

不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書への業務管理者の押印を不要とすることとした。（第二四条第二項、第二五条第二項及び第二八条第三項関係）

四〇　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正関係

法人である政党等の変更の登記の申請書に添付する政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条第二項各号に掲げる事項の変更があったことを証する代表権を有する者の記名した書面への押印を、代表権を有する者の変更があった場合を除き不要とすることとした。（第七条の二第二項関係）

四一　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正関係

１　計画整備組合の組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第五一条第三項関係）

２　代理人が代理権を証する書面を計画整備組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第五一条第七項関係）

３　計画整備組合の組合員が臨時総会の招集に係る書面を理事に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第六九条第四項関係）

４　事業組合の組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第一五六条第五項関係）

５　代理人が代理権を証する書面を事業組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第一五六条第九項関係）

四二　精神保健福祉士法の一部改正関係

１　厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録を受けた事項の変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を精神保健福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした精神保健福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付することとした。（第三一条第二項関係）

２　登録の変更を証する書類の交付は、届出が利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととした。（第三一条第三項関係）

四三　資産の流動化に関する法律の一部改正関係

１　受益証券の権利者は、招集者の承諾を得て、電磁的方法により書面による決議における議決権行使をすることができることとした。（第二五〇条第三項関係）

２　受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、書面による請求又は通知に代えて、電磁的方法により、代表権利者に対する権利行使の請求又は受託信託会社等に対する書類閲覧等の請求若しくは特定目的信託契約の変更に反対する旨の通知をすることができることとした。（第二五六条第三項、第二六七条第三項及び第二七一条第二項関係）

四四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正関係

建設業を営む者は、書面の交付に代えて、対象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第一二条第二項関係）

四五　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正関係

１　マンション管理業者が交付すべき書面を作成する場合における管理業務主任者の押印を不要とすることとした。（第七二条第五項及び第七三条第二項関係）

２　マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結しようとするとき、書面の交付に代えて、書面を交付すべき相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第七二条第七項関係）

四六　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正関係

１　登録事業者は、書面の交付に代えて、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第一七条第二項関係）

２　終身建物賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、当該契約は、書面によってされたものとみなすこととした。（第五二条第二項関係）

３　期間付死亡時終了建物賃貸借の契約ができる場合として、書面に加えて、その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含むこととした。（第五四条第二号関係）

四七　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正関係

１　地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として次の事務を追加することとした。

㈠　署名用電子証明書の発行の申請の受付、当該申請に係る署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該申請に係る署名利用者確認のための書類の受付（第二条第五号関係）

㈡　利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、当該申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付（第二条第六号関係）

四八　マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正関係

１　マンション建替組合の組合員が臨時総会の招集に係る書面をマンション建替組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、マンション建替組合の組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第二八条第四項関係）

２　マンション建替組合又はマンション敷地売却組合の組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第三三条第三項及び第一三三条第三項関係）

３　代理人が代理権を証する書面をマンション建替組合又はマンション敷地売却組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三三条第八項及び第一三三条第八項関係）

四九　健康増進法の一部改正関係

１　市町村は、当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村（以下「他の市町村」という。）に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができることとした。（第一九条の四第一項関係）

２　市町村は、四九の１の情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めなければならないこととした。（第一九条の四第二項関係）

五〇　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正関係

１　地方公共団体情報システム機構（以下五〇、五一、五七及び五九において「機構」という。）は、署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うこととした。（第一八条第三項関係）

２　署名検証者は、署名利用者に係る署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができることとした。（第一九条第四項関係）

３　署名検証者は、署名利用者に係る署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができることとした。（第一九条第五項関係）

４　署名検証者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、その全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第五二条第五項関係）

５　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第三項、第四項、第五項及び第七項並びに第二二条第三項、第四項、第五項及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第七一条の二関係）

五一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正関係

１　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該署名利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときの機構への届出をすることができることとした。（第一〇条第三項関係）

２　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備（電気通信事業法第一二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

３　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならないこととした。（第一六条の三関係）

４　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができることとした。（第一六条の八第一項関係）

５　機構は、署名検証者の求めがあったときは、速やかに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供することとした。（第一八条第四項関係）

㈠　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

㈡　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

６　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の使用に

係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときの機構への届出をすることができることとした。（第二九条第三項関係）

7　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができることとした。（第三五条の二第一項関係）

8　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならないこととした。（第三五条の三関係）

9　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができることとした。（第三五条の八第一項関係）

10　機構は、利用者証明検証者の求めがあったときは、速やかに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項（以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」という。）を提供することとした。（第三七条第三項関係）

㈠　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

㈡　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

11　署名検証者は、署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、提供を受けた対応署名用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応署名用電子証明書の発行の番号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第五二条第二項関係）

12　利用者証明検証者は、利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、提供を受けた対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第五三条第二項関係）

五二　個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

1　個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　「行政機関等」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関等及び一部の独立行政法人等をいうこととした。（第二条第一一項関係）

3　国は、その機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとした。（第八条関係）

4　個人情報取扱事業者の義務等に関すること

㈠　個人情報取扱事業者の定義に一部の独立行政法人等を加えることとした。（第二条第一一項第二号及び第一六条第二項第三号関係）

㈡　一定の場合を除きあらかじめ本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない旨の規律について、個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき等は当該規律を適用しないこととした。（第一八条第三項第五号及び第六号関係）

㈢　一定の場合を除きあらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならない旨の規律について、個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき等は当該規律を適用しないこととした。（第二〇条第二項第五号及び第六号関係）

㈣　一定の場合を除きあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない旨の規律について、個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき等は当該規律を適用しないこととした。（第二七条第一項第五号～第七号関係）

㈤　個人情報取扱事業者等のうち一部の者について一定の場合に個人情報取扱事業者の義務等に関する規定を適用しないものとする規律について、当該規律の対象から学術研究機関等が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合を除くこととした。（第五七条第一項関係）

㈥　適用の特例

(1)　個人情報取扱事業者等に含まれる一部の独立行政法人等については、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の一部を適用しないこととした。（第五八条第一項関係）

(2)　独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第五八条第二項関係）

㈦　個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならないこととした。（第五九条関係）

5　行政機関等の義務等に関すること

㈠　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないこととし、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない等、個人情報を適正に取り扱うことを義務付けることとした。（第六一条第一項関係）

㈡　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないこととした。（第六八条第一項関係）

㈢　行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、原則として、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、一定の事項を通知しなければならないものとするとともに、行政機関の長等は、原則として、保有している個人情報ファイルについて、事前通知事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととした。（第七四条第一項及び第七五条第一項関係）

(四) 何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとし、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に一定の情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない等、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る規定を整備することとした。（第七六条～第一〇三条関係）

(五) 行政機関の長等は、個人情報保護法の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成し、及び提供することができる等とした。（第一〇七条～第一二一条関係）

(六) 適用の特例

(1) 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用しないこととした。（第一二三条第一項関係）

(2) 個人情報取扱事業者等に含まれる一部の独立行政法人等による個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第一二三条第二項関係）

6 個人情報保護委員会に関すること

(一) 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることを任務とすることとした。（第一二八条関係）

(二) 委員会は、行政機関等の義務等に関する規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱い等について、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言又は勧告をすることができることとした。（第一五三条～第一五五条関係）

五三　個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

1 行政機関等の定義に地方公共団体の機関（議会を除く。五三の2を除き、以下同じ。）及び一部の地方独立行政法人を加えることとした。（第二条第一一項第二号及び第四号関係）

2 地方公共団体は、国の施策との整合性に配慮しつつ、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有することとした。（第五条関係）

3 個人情報の保護に関する施策等に関すること

(一) 国は、地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることとした。（第九条関係）

(二) 地方公共団体は、その機関及びその設立に係る地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとした。（第一二条関係）

4 個人情報取扱事業者の義務等に関すること

(一) 個人情報取扱事業者の定義に一部の地方独立行政法人を加えることとした。（第二条第一一項第四号及び第一六条第二項第四号関係）

(二) 個人情報取扱事業者等に含まれる地方独立行政法人については、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の一部を適用しないこととした。（第五八条第一項第二号関係）

(三) 地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第五八条第二項第一号関係）

5 行政機関等の義務等に関すること

(一) 「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうこととした。（第六〇条第五項関係）

(二) 個人情報ファイル

(1) 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定の適用については、個人情報ファイル簿の記載事項に「記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」を加えることとした。（第七五条第四項関係）

(2) 個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないこととした。（第七五条第五項関係）

(三) 開示、訂正及び利用停止

(1) 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての保有個人情報の開示義務に関する規定の適用については、不開示情報に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報に準ずる情報であって地方公共団体の情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」を加えることとした。（第七八条第二項関係）

(2) 地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、行政機関等の開示、訂正及び利用停止に関する規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこととした。（第一〇八条関係）

(四) 雑則

(1) 適用の特例

イ 地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務における個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用しないこととした。（第一二五条第一項関係）

ロ 個人情報取扱事業者等に含まれる地方独立行政法人による個人情報等の取扱いについては、行政機関等の義務等に関する規定の一部等を適用することとした。（第一二五条第二項関係）

(2) 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとした。（第一二九条関係）

6 個人情報保護委員会に関すること

(一) 地方公共団体の機関、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができることとした。（第一六六条第一項関係）

(二) 地方公共団体の長は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならないこととした。（第一六七条第一項関係）

7 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定の適用について、所要の経過措置を定めることとした。（附則第七条関係）

五四　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正関係

審査の申請等を行う方法について、政令（審査の申請書等には押印又は指印しなければならない旨を規定）への委任を行わないこととした。（第一五七条第一項、第一六二条第一項、第二二九条第一項、第二三〇条第一項、第二七五条第一項及び第二七六条第一項関係）

五五　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正関係

金融機関は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第一三条の規定による決定を行ったときは、書面の送付に代えて、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができることとした。（第一四条第三項関係）

五六　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正関係

1　株式会社地域経済活性化支援機構（五六において「機構」という。）に対して特定専門家派遣の申込みをする者は、書面の添付に代えて、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三二条の九第三項関係）

2　機構に対して特定組合出資の申込みをする者は、書面の添付に代えて、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三二条の一〇第三項関係）

3　独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、書面の交付に代えて、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第六一条第三項関係）

五七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　個人番号カードの発行等に関すること

㈠　機構は、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行することとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うこととした。（第一六条の二第二項関係）

㈢　機構は、個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができることとした。（第一八条の二関係）

2　使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することを可能とすることとした。（第一九条関係）

3　個人番号カード関係事務に係る中期目標、中期計画及び年度計画に関すること

㈠　主務大臣は、個人番号カード関係事務の実施に関し、中期目標を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととした。（第三八条の八関係）

㈡　機構は、五七の3㈠の指示を受けたときは、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第三八条の九関係）

㈢　機構は、毎事業年度の開始前に、五七の3㈡の認可を受けた中期計画に基づき、年度計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととした。（第三八条の一〇関係）

4　各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等に関すること（第三八条の一一関係）

㈠　機構は、毎事業年度の終了後、個人番号カード関係事務に係る業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないこととした。

㈡　主務大臣は、五七の4㈠の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、評価結果を通知するとともに、公表しなければならないこととした。

㈢　主務大臣は、五七の4㈠の評価結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとした。

㈣　主務大臣は、機構の理事長が五七の4㈢の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができることとした。

㈤　主務大臣は、機構の代表者会議が五七の4㈣の命令に従わなかったときは、五七の4㈣の命令に係る理事長を解任することができることとした。

5　国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができることとした。（第三八条の一二関係）

五八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

医師、看護師等の免許に関する事務、保育士等の登録に関する事務等において、個人番号を利用できるようにするとともに、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとした。（別表第一及び別表第二関係）

五九　地方公共団体情報システム機構法の一部改正関係

1　機構は、国及び地方公共団体が共同して運営する組織として、情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第五条第二項関係）

3　代表者会議は、主務大臣又はその指名する職員、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者のうちから、主務大臣と都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織とが共同して選定する者各同数をもって組織し、その定数は、九人以上一二人以内において定款で定めることとした。（第八条関係）

4　役員の任命に関すること（第一三条関係）

㈠　理事長及び監事は、代表者会議が主務大臣の認可を受けて任命することとした。

㈡　理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならないこととした。

5　役員の解任に関すること（第一六条関係）

㈠　代表者会議は、主務大臣の認可を受けて、その任命に係る役員を解任することができることとした。

㈡　理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならないこととした。

6　デジタル基盤改革支援基金に関すること（附則第九条の二及び第九条の三関係）

㈠　機構は、令和八年三月三一日までの間に限り、デジタル基盤改革支援基金を設け、五九の6㈡により交付を受けた補助金をもってこれに充てることとした。

㈡　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、デジタル基盤改革支援基金に充てる資金を補助することができることとした。

六〇　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正関係

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、同条第三項の規定を適用することとした。（第七条第四項関係）

六一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

存続厚生年金基金又は存続連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印を不要とすることとした。（附則第五条第二項及び第三八条第二項関係）

六二　行政不服審査法の一部改正関係

口頭で審査請求をする場合において、陳述を受けた行政庁がその陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認するための陳述人の押印を不要とすることとした。（第二〇条関係）

六三　公認心理師法の一部改正関係

1　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録を受けた事項の変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付することとした。（第三一条第二項関係）

2　登録の変更を証する書類の交付は、届出が利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととした。（第三一条第三項関係）

六四　その他

1　次に掲げる法律は、廃止することとした。

㈠　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

㈡　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

2　所要の調整規定を規定することとした。

3　所要の経過措置を規定することとした。

4　この法律は、一部の規定を除き、令和三年九月一日から施行することとした。

◇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（法律第三八号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録

㈠　登録（第三条関係）

(1)　預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、登録を受けることができることとした。

(2)　(1)の登録を受けようとする者は、内閣総理大臣に申請をしなければならないこととした。

(3)　(1)の登録は、公的給付支給等口座登録簿に当該預貯金口座に係る次に掲げる事項を記録してするものとし、この場合において、公的給付支給等口座登録簿は、その全部を磁気ディスクをもって調製することとした。

イ　金融機関及びその店舗の名称

ロ　預貯金の種別及び口座番号

ハ　名義人の氏名

ニ　名義人の個人番号

ホ　その他デジタル庁令で定める事項

(4)　内閣総理大臣は、(1)の登録をしたときは、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならないこととした。

㈡　変更の登録

公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であって公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができることとした。（第四条関係）

㈢　登録の特例等

行政機関の長等は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であって㈠の(3)に掲げる事項に係るものについて、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができることとした。（第五条関係）

(1)　当該同意をしたときは、公的給付支給等口座登録簿に㈠の(3)に掲げる事項が記録されること。

(2)　各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された㈠の(3)のイからハまでに掲げる事項に係る情報（㈦において「公的給付支給等口座情報」という。）の提供を求めることができること。

修正又は訂正（第六条関係）

(1)　公的給付支給等口座登録者は、㈠の(3)に掲げる事項に変更があったとき又は誤りがあったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。

(2)　内閣総理大臣は、公的給付支給等口座登録者について、㈠の(3)に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、公的給付支給等口座登録簿の記録の修正又は訂正をしなければならないこととした。

㈤　登録の抹消（第七条関係）

(1)　公的給付支給等口座登録者は、内閣総理大臣に対し、㈠の(1)の登録の抹消の申請をすることができることとした。

(2)　内閣総理大臣は、次に掲げるときは、公的給付支給等口座登録者について、㈠の(1)の登録を抹消しなければならないこととした。

イ　当該公的給付支給等口座登録者が(1)の申請をしたとき。

ロ　当該公的給付支給等口座登録者に係る預貯金口座について、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができないことを知ったとき。

ハ　当該公的給付支給等口座登録者が死亡したことを知ったとき。

㈥　委託（第八条関係）

(1)　内閣総理大臣は、㈠の(2)の申請等の受付に関する事務の一部を金融機関に委託することとした。

(2)　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、(1)の委託を受け、当該事務を行うことができることとした。

(3)　(1)の委託を受けた金融機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。

㈦　公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求

行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができることとした。（第九条関係）

3　特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

㈠　特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理

行政機関の長等は、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができることとした。（第一〇条関係）

㈡　資料の提出その他の協力

行政機関の長等は、㈠に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとし、この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないこととした。（第一一条関係）

4　預金保険機構の業務の特例等

預金保険機構は、預金保険法第三四条に規定する業務のほか、1の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。（第一二条関係）

㈠　内閣総理大臣の委託を受けて、内閣総理大臣と2の㈥の(1)の委託を受けた金融機関との連絡を行うこと。

㈡　内閣総理大臣の委託を受けて、2の㈠の(2)の申請等をした者の個人番号の確認を行うこと。

㈢　㈠及び㈡の業務に附帯する業務を行うこと。

5　罰則

2の(六)の(3)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第二〇条関係）

6　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

7　施行期日等

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

(二)　関係法律について、所要の改正を行うこととした。（附則第六条～第一五条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（法律第三九号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等により、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

(一)　金融機関に対する申出等（第三条関係）

(1)　預貯金者は、特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する場合には、当該金融機関に対し、その旨の申出をすることができることとした。

(2)　金融機関は、預貯金契約の締結等を行おうとする場合には、預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならないこととした。

イ　災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

ロ　当該預貯金者の個人番号は、所得税法第二二五条第一項の規定による支払に関する調書の提出、生活保護法第二九条第一項の規定による報告等において当該預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

(3)　金融機関は、(1)の申出を受けた場合又は預貯金者が(2)による承諾をした場合には、本人特定事項等を確認しなければならないこととし、この場合において、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができることとした。

(4)　金融機関は、(3)により個人番号の提供を受けることができなかった場合には、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知し、当該預貯金者の個人番号の通知を求めることができることとした。

(5)　金融機関は、(1)の申出を受けた場合又は預貯金者が(2)による承諾をした場合には、当該預貯金者に対し、(2)のイ及びロの事項を説明した上で、他の全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該他の全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならないこととした。

(6)　金融機関は、預貯金者が(5)による承諾をした場合には、預金保険機構に対し、次に掲げる事項等を通知しなければならないこととした。

イ　当該預貯金者の本人特定事項

ロ　(3)により当該預貯金者の個人番号の提供を受けたときは、当該個人番号

(二)　預金保険機構による個人番号の通知（第五条関係）

(1)　預金保険機構は、(一)の(6)による通知等を受けた場合には、当該通知等に係る金融機関に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知しなければならないこととし、当該通知を受けた金融機関は、当該本人特定事項に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているかどうかについて、預金保険機構に対し、通知しなければならないこととした。

(2)　預金保険機構は、(1)の金融機関が当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは、当該金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号を通知しなければならないこととした。

(三)　個人番号の利用による預貯金口座の管理

金融機関は、(一)の(3)による個人番号の提供又は(一)の(4)若しくは(二)の(2)による個人番号の通知を受けた場合には、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座について、当該預貯金者の本人特定事項等を当該個人番号により検索できる状態で管理しなければならないこと等とした。（第六条関係）

災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

3

(一)　災害時における預貯金口座に関する情報の提供

災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者は、行政庁が定める日までの間、その指定する金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、預金保険機構に対し、金融機関の店舗の名称等の通知を求めることができること等とした。（第七条関係）

(二)　相続時における預貯金口座に関する情報の提供

相続人は、預金保険機構に対し、全ての金融機関が管理する当該相続人の被相続人である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、金融機関及びその店舗の名称等の通知を求めることができること等とした。（第八条関係）

(三)　預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保

2の(三)の管理をする金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項及び個人番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができること等とした。（第九条関係）

4　預金保険機構の業務の特例等

預金保険機構は、預金保険法第三四条に規定する業務のほか、1の目的を達成するため、2の規定等による業務を行うこととした。（第一〇条関係）

5　罰則

報告又は資料の提出の求めに対して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときの罰則等、この法律の規定に違反する行為を行った者等に対する所要の罰則を設けることとした。（第三〇条～第三二条関係）

6　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

7　施行期日等

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

(二)　関係法律について、所要の改正を行うこととした。（附則第六条～第一二条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（法律第四〇号）（総務省）

1　目的

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊

の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能その他の事項をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいうこととした。（第二条第三項関係）

3　基本理念

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成一四年法律第一五一号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

4　国及び地方公共団体の責務

㈠　国は、3の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有することとした。（第四条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、3の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有することとした。（第四条第二項関係）

5　基本方針

㈠　政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条第一項関係）

㈡　基本方針には、次に掲げる事項を定めることとした。（第五条第二項関係）

(1)　地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

(2)　地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(3)　各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項に関する基本的な事項

(4)　6の㈠及び㈡の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

(5)　その他地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

㈢　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第五条第三項関係）

㈣　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第五条第四項関係）

6　地方公共団体情報システムの標準化のための基準等

㈠　所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（5の㈡の(3)に掲げる事項を除く。）について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないこととした。（第六条第一項関係）

㈡　内閣総理大臣及び総務大臣は、5の㈡の(3)に掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

㈢　㈠及び㈡の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六条第三項及び第七条第三項関係）

7　標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用

地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならないこととした。（第八条関係）

8　補則

㈠　国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずることとした。（第九条関係）

㈡　地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めることとした。（第一〇条関係）

㈢　国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。（第一一条関係）

㈣　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができることとした。（第一二条関係）

㈤　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることとした。（第一三条関係）

9　施行期日等

㈠　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令（政令第一五四号）（金融庁）

1　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第一六条第一項の政令で定める金額を、三〇億円とすることとした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項～第四項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令（政令第一五五号）（金融庁）

1　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第一四条の政令で定める金額を、三〇億円とすることとした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十三号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「別表の四の二の項」を「別表の四の二の二の項」に、「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の二第一項」に改め、同条を第十六条の二の二とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業（建築基準法第六十八条の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第七項までの規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内の地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいい、同法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画を除く。次項において同じ。）の区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村に対する建築基準法第六十八条の二第五項の承認があったものとみなす。

２　前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業を実施する区域及び国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第六十八条の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第七項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十八条第一項中「五年」を「七年」に改める。

第二十条の二及び第二十条の三を次のように改める。

（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）

第二十条の二　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域工場等新増設促進事業（国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場の新増設を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の八の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域工場等新増設促進事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村は、国家戦略特別区域工場等新増設促進事業を実施する区域（以下この条において「事業実施区域」という。）における製造業等に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又はその条例を含む。次項において「既存準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

２　前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、事業実施区域、既存準則に代えて適用しようとする準則の内容及び国家戦略特別区域工場等新増設促進事業の実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項を定めるものとする。

３　第一項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国家戦略特別区域緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあっては、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第一項の規定により準則が定められた場合にあっては、その準則」とする。

４　国家戦略特別区域緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例の適用を受けないこととなった区域において当該事由の発生前に当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一　第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域工場等新増設促進事業を定めないこととするものに限る。）の認定

二　第十一条第一項の規定による認定区域計画の認定の取消し

５　前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあっては、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第四項の規定により条例が定められた場合にあっては、その条例」とする。

第二十条の三　削除

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（中心市街地の活性化に関する法律の特例）

第二十四条の三　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略中心市街地活性化事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地の活性化を促進する事業であって、同法第九条第一項に規定する基本計画（以下この条において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものをいう。以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略中心市街地活性化事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村に対する中心市街地活性化基本計画についての同法第九条第十項の認定（同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなす。

２　前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（中心市街地活性化基本計画に定められているものに限る。）を定めるものとする。

別表の四の二の項中「第十六条の二」を「第十六条の二の二」に改め、同項を同表の四の二の二の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

四の二	国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業	第十六条の二

別表の八の二の項を次のように改める。

八の二	国家戦略特別区域工場等新増設促進事業	第二十条の二

別表の十二の二の項の次に次のように加える。

十二の三	国家戦略中心市街地活性化事業	第二十四条の三

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　畜舎建築利用計画の認定等（第三条―第十二条）
第三章　認定計画実施者の監督等（第十三条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）をいう。

2　この法律において「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいう。

3　この法律において「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備（畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備その他の農林水産省令で定める設備をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいう。

一　継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと（次号及び第三号に掲げる要件を除く。）。

二　敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、衛生上支障がないこと。

三　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域、景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区並びに建築基準法第六条第一項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内に建築等がされる畜舎等にあっては、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）及び高さ、その他の構造について、適正かつ合理的な土地利用及び良好な景観の保全を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

4　この法律において「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であって、次に掲げる事項について定めるものをいう。

一　畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限に関すること。

二　災害時の避難経路の確保に関すること。

三　避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組に関すること。

第二章　畜舎建築利用計画の認定等

（畜舎建築利用計画の認定）

第三条　畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者（次項及び第四項において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2　畜舎建築利用計画には、次に掲げる事項（その床面積が、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。次項第三号において同じ。）の技術水準その他の事情を勘案して、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規模として主務省令で定める規模以下である畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　畜舎等の種類、工事施工地又は所在地並びに規模及び間取り

三　畜舎等の設計者（その者の責任において、設計図書（畜舎等又はその敷地に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成した者をいう。以下同じ。）

四　畜舎等の敷地、構造及び建築設備

五　畜舎等の利用の方法

六　申請者が畜舎等で行う畜産業の内容

七　建築等の工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他主務省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域外の敷地において畜舎等の建築等及び利用をしようとするものであること。

二　畜舎等の高さが主務省令で定める高さ以下であって、その階数が一であり、かつ、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであること。

三　畜舎等が建築士の設計に係るものであること。

四　畜舎等の敷地、構造及び建築設備が技術基準並びに畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で主務省令で定めるものに適合するものであること。

五　畜舎等の利用の方法が利用基準に適合するものであること。

六　その他畜舎等の建築等及び利用が適正に行われるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

4　都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。

一　第一項の認定の申請に係る畜舎等が建築士法第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）の規定又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。第五条第二項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に違反して設計されたものであるとき。

二　申請者が、第一項の認定の申請に係る畜舎等（堆肥舎を除く。）における家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき。

三　申請者が、法人であって、その役員のうちに前号の農林水産省令で定める者に該当する者があるとき。

5　都道府県知事が第一項の認定をする場合（特例畜舎等に係る畜舎建築利用計画について当該認定をする場合を除く。）における消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七条第一項の規定の適用については、同項中「許可、認可若しくは確認」とあるのは、「認定」とする。

6　都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

（認定を受けた畜舎建築利用計画の変更）

第四条　認定計画実施者は、前条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定計画実施者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　前条第三項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の認定」とあるのは、「次条第一項の変更の認定（第三条第二項第四号に掲げる事項の変更に係る認定に限る。）」と読み替えるものとする。

4　第一項の変更の認定の申請に係る畜舎等の敷地が前条第三項第一号に規定する区域又は地域に存する場合であって、当該畜舎等について、同号に規定する区域又は地域における適正かつ合理的な土地利用を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして主務省令で定める場合に該当するときは、前項において準用する同号の規定は、適用しない。

（畜舎等の設計及び工事監理）

第五条　認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画（第三条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画（変更があったときは、その変更後のもの）をいう。以下この項及び第十六条第二項において同じ。）に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の工事は、当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければ、することができない。

2　認定計画実施者は、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物に該当する認定畜舎等の工事をする場合においては、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者（同法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。第十四条において同じ。）を定めなければならない。

3　前項の規定に違反した工事は、することができない。

（工事完了の届出）

第六条　認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等の工事が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　認定畜舎等（特例畜舎等を除く。以下この項及び第十八条第一項において同じ。）を新築する場合においては、認定計画実施者は、前項の規定による届出をした後でなければ、当該認定畜舎等を使用し、又は使用させてはならない。ただし、都道府県知事が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該届出をする前においても、仮に、当該認定畜舎等又はその部分を使用し、又は使用させることができる。

3　前項ただし書の規定による認定の申請の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（基準適合義務等）

第七条　認定畜舎等の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならない。

2　認定計画実施者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならない。

3　認定計画実施者は、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならない。

（既存認定畜舎等への技術基準の適用除外）

第八条　第二条第三項の主務省令（次項において「技術基準省令」という。）の規定（以下この条において「技術基準規定」という。）の施行又は適用の際現に存する認定畜舎等若しくはその敷地又は現に建築等の工事中の認定畜舎等若しくはその敷地が当該技術基準規定に適合せず、又は適合しない部分を有する場合においては、当該認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分については、前条第一項（技術基準のうち当該技術基準規定に係る部分（第三項において「不適合部分の基準」という。）に限る。）の規定は、適用しない。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分については、適用しない。

一　技術基準省令を改正する主務省令による改正（技術基準省令を廃止すると同時に新たにこれに相当する技術基準省令を制定することを含む。）後の技術基準規定の適用の際当該技術基準規定に相当する従前の規定に違反している認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分

二　建築等の工事の着手が技術基準規定の施行又は適用の後である増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為（主務省令で定める範囲内の行為を除く。）に係る認定畜舎等又はその敷地

三　前号に該当する認定畜舎等又はその敷地の部分

四　技術基準規定に適合するに至った認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分

３　第一項の規定の適用を受けている認定畜舎等について前項第二号の主務省令で定める範囲内の行為をしようとする場合における第四条第三項の規定の適用については、同項中「同条第五項中」とあるのは「同条第三項第四号中「技術基準」とあるのは「技術基準（不適合部分の基準を除く。）」と、同条第五項中」と、「とあるのは」とあるのは「とあるのは」とする。

（地位の承継等）

第九条　認定計画実施者について相続があったときは、相続人は、認定計画実施者の地位を承継する。

２　前項の規定により認定計画実施者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条　認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、譲受人は、認定計画実施者の地位を承継する。

２　認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、認定計画実施者の地位を承継する。

３　認定計画実施者である法人が分割により認定畜舎等を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、分割により当該認定畜舎等を承継した法人は、認定計画実施者の地位を承継する。

４　第三条第三項（第五号に係る部分に限る。）及び第四項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。

５　認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行い、又は認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により認定畜舎等を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該認定畜舎等の譲渡又は当該法人の合併若しくは分割があったとき）は、第三条第一項の認定は、その効力を失うものとし、当該認定畜舎等であった畜舎等（以下「失効畜舎等」という。）について新たな畜舎建築利用計画（当該失効畜舎等について、建築等をせず、引き続き利用基準に従って利用する場合に作成する計画を含む。以下この項及び第十六条第四項において同じ。）を作成し第三条第一項の認定を受けた場合又は当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、その譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該失効畜舎等を承継した法人又はこれらの承継人（以下「譲受人等」という。）は、当該処分があった日（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該認定畜舎等の譲渡又は当該法人の合併若しくは分割の日）から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、当該失効畜舎等内への立入りの禁止、当該失効畜舎等の除却その他の保安上必要な措置（以下「保安上の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し同項の認定を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該譲受人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、第十二条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十七条及び第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（解散の届出等）

第十一条　認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、その解散の日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第三条第一項の認定は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）又はその承継人（以下「清算法人等」という。）は、失効畜舎等の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合又は失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該清算法人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、前条第一項及び第四項、次条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十七条並びに第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（建築基準法令の適用除外）

第十二条　認定畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しない。

第三章　認定計画実施者の監督等

（利用の状況の報告等）

第十三条　認定計画実施者は、認定畜舎等の利用の状況について、主務省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

２　認定計画実施者は、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、その滅失の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料若しくは建築設備その他の畜舎等の部分（以下この条において「建築材料等」という。）を製造した者、工事監理者又は工事施工者（畜舎等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）に対し、認定畜舎等の利用の状況、認定畜舎等の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況又は認定畜舎等に関する工事の計画若しくは施工の状況について報告を求めることができる。

２　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者又は工事施工者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

３　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場又は建築工事場に立ち入り、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件若しくは設計図書その他認定畜舎等に関する工事に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、又は認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問させることができる。

４　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置命令等）

第十五条　都道府県知事は、第七条第一項の規定に違反した認定畜舎等又は認定畜舎等の敷地があるときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者、当該認定畜舎等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者、当該認定畜舎等の敷地の所有者又は当該認定畜舎等若しくは当該認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者に対し、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の除却、改築、増築、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

２　都道府県知事は、第七条第二項の規定に違反して認定畜舎等が利用されているときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の利用の方法の改善、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

３　都道府県知事は、第七条第三項の規定に違反して認定畜舎等の用途が変更され畜舎等以外のものとされているときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の用途の変更、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

４　都道府県知事は、譲受人等、清算法人等又は次条第四項に規定する認定計画実施者であった者若しくはその承継人がそれぞれ第十条第五項、第十一条第二項又は次条第四項の規定に違反して失効畜舎等の使用を停止せず、又は保安上の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該失効畜舎等の使用を停止し、又は当該保安上の措置を講ずべきことを命ずることができる。

５　第一項又は前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、都道府県知事は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（認定の失効等）

第十六条　第十条第五項及び第十一条第二項に規定する場合のほか、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、第三条第一項の認定は、その効力を失う。

２　都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定計画実施者が、偽りその他不正の手段により、第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二　認定計画実施者が第三条第四項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

三　認定計画実施者が、第四条第一項の変更の認定を受けなければならない事項を当該認定を受けないで変更したとき。

四　認定計画実施者が、正当な理由がなくて、認定畜舎建築利用計画に記載した建築等の工事の着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、又は建築等の工事の完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了しないとき。

五　認定計画実施者が前条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

六　認定計画実施者から認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申出があったとき。

３　都道府県知事は、第十条第五項、第十一条第二項若しくは第一項の規定により第三条第一項の認定（以下この項及び次項において単に「認定」という。）がその効力を失ったことを知ったとき、又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を認定計画実施者であった者又はその承継人（第十条第五項の規定により認定がその効力を失った場合にあっては譲受人等、第十一条第二項の規定により認定がその効力を失った場合にあっては清算法人等をそれぞれ含む。）に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

４　認定計画実施者であった者又はその承継人は、第二項（第四号に係る部分を除く。）の規定により認定が取り消されたときは、失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し認定を受けた場合、失効畜舎等の譲渡について第十条第一項の認可を受けた場合又は失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、前項の通知を受けた日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し認定を受けるまでの間、当該失効畜舎等の譲渡について同条第一項の認可を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該認定計画実施者であった者又はその承継人を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、第十条第一項及び第四項、第十二条から第十四条まで、前条（第四項を除く。）、次条並びに第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第四章　雑則

（工事現場における認定の表示等）

第十七条　認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、主務省令で定める様式によって、認定計画実施者、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る第三条第一項の認定又は第四条第一項の変更の認定があった旨の表示をしなければならない。

２　認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

（工事中の認定畜舎等に対する措置）

第十八条　都道府県知事は、第十五条第一項から第三項までの規定による場合のほか、建築等又は除却の工事の施工中に使用されている認定畜舎等が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者又は当該認定畜舎等の管理者若しくは占有者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置をとることを命ずることができる。

２　第十五条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（面積、高さ等の算定）

第十九条　畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、主務省令で定める。

（助言又は援助等）

第二十条　都道府県知事は、主務大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

２　主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができる。

（主務大臣への報告等）

第二十一条　主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（木材を利用した畜舎等の普及の促進）

第二十二条　農林水産大臣及び都道府県知事は、畜舎等の建築等に関する施策を行うに当たっては、国内で生産された木材の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することに鑑み、国内で生産された木材その他の木材を利用した畜舎等の普及が図られるよう配慮するものとする。

（主務大臣）

第二十三条　この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（主務省令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第二十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二　第六条第二項の規定に違反したとき。

三　第十五条第一項から第四項まで又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十七条　第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合に限る。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者（当該工事施工者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事施工者等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が認定計画実施者（当該認定計画実施者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人、その他の従業者（以下この項及び第二十九条第二項において「認定計画実施者等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して前項の刑を科する。

第二十八条　第五条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした工事施工者等は、百万円以下の罰金に処する。

第二十九条　第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合を除く。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者等）は、百万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が認定計画実施者等の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して同項の刑を科する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十四条第二項の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をしたとき。

四　第十四条第三項の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五　第十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十二条　第九条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

デジタル社会形成基本法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十五号

デジタル社会形成基本法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本理念（第三条―第十二条）
第三章　国、地方公共団体及び事業者の責務等（第十三条―第十九条）
第四章　施策の策定に係る基本方針（第二十条―第三十五条）
第五章　デジタル庁（第三十六条）
第六章　デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十七条・第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規

定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第三十条において同じ。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

第二章　基本理念

（全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条　デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

第四条　デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並びに多様な就業の機会その他労働者がその有する能力を有効に発揮する機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）

第五条　デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、国民の立場に立って、国民生活の全般にわたる多様なサービスの価値を高め、及びその新たな価値を生み出すことにより、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

（活力ある地域社会の実現等）

第六条　デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

（国民が安全で安心して暮らせる社会の実現）

第七条　デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に迅速かつ適確に対応することにより、被害の発生の防止又は軽減が図られ、もって国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものでなければならない。

（利用の機会等の格差の是正）

第八条　デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条　デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

（個人及び法人の権利利益の保護等）

第十条　デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。

（情報通信技術の進展への対応）

第十一条　デジタル社会の形成に当たっては、情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第十二条　デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

第三章　国、地方公共団体及び事業者の責務等

（国及び地方公共団体の責務）

第十三条　国は、前章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十五条　国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第十六条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十七条　政府は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（統計等の作成及び公表）

第十八条　政府は、デジタル社会に関する統計その他のデジタル社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置等）

第十九条　政府は、広報活動等を通じてデジタル社会の形成に関する国民の理解を深めるとともに、デジタル社会の形成に関する施策の策定及び実施に当たって広く国民の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第四章　施策の策定に係る基本方針

（施策の一体的な推進）

第二十条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、多様な主体が利用し得る情報の充実並びに高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会の確保及び必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することに鑑み、これらが一体的に推進されなければならない。

（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）

第二十一条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

（多様な主体による情報の円滑な流通の確保）

第二十二条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報交換システム（多様な主体が設置する情報システムの相互の連携により迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することができるようにするための情報システムをいう。）の整備、データの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）、外部連携機能（同号ロに規定する外部連携機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供その他の多様な主体による情報の円滑な流通の確保を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保）

第二十三条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会における格差が生じないよう、情報の取得及び利用の機会を確保するための情報通信機器の研究開発の推進及びその導入の促進その他の全ての国民に当該機会の確保が図られるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（教育及び学習の振興）

第二十四条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な能力における格差が生じないよう、全ての国民が当該能力を向上させることができるようにするための教育及び学習を振興するために必要な措置が講じられなければならない。

（人材の育成）

第二十五条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な国民の能力の向上のための教育を担う人材、多様な主体が設置する情報システムの連携を担う人材、情報通信技術を用いた情報の活用に必要な情報の収集及び分析を担う人材その他デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

（経済活動の促進）

第二十六条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報通信技術の進展の状況並びに個人情報の有用性及び保護の必要性を踏まえた規制の見直し、あらゆる分野における情報通信技術を用いた情報の活用に関する取引の円滑化に必要な環境の整備、知的財産権の適正な保護及び利用その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による経済活動の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上）

第二十七条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体が設置する情報システムの連携を通じた情報の共有の促進、情報システムの運用及び管理に関する指針の策定その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（生活の利便性の向上等）

第二十八条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による国民生活の全般にわたる多様なサービスの開発及び提供の促進、情報通信技術を利用して行う事業場外における勤務に関する援助、消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備その他の生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（国及び地方公共団体の情報システムの共同化等）

第二十九条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進（全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。）、個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

（国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用）

第三十条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国及び地方公共団体が保有する情報のうち国民生活に有用なものについて、書面等に記載された情報の電磁的記録としての記録、電磁的記録として記録された情報であって一般の利用に供しているものの公表その他の国及び地方公共団体が保有する情報を国民が容易に活用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（公的基礎情報データベースの整備等）

第三十一条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公的基礎情報データベース（国、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる多数の手続の処理の基礎となるものの集合物であって、多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制御の下で検索することができるように体系的に構成したものをいう。第三十七条第二項第十二号において同じ。）を整備するとともに、その利用を促進するために必要な措置が講じられなければならない。

（公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上）

第三十二条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

（サイバーセキュリティの確保等）

第三十三条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十七条第二項第十四号において同じ。）の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（国際的な協調及び貢献）

第三十四条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークを通じた信頼性のある情報の自由かつ安全な流通を確保することの重要性に鑑み、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による社会経済活動に関する、国際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な参画、調査及び研究開発の推進のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発及び実証の推進）

第三十五条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報通信技術の水準の向上が、我が国におけるデジタル社会の持続的な発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることに鑑み、情報通信技術について、国、地方公共団体、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発及び当該情報通信技術の有効性の実証が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

第五章　デジタル庁

第三十六条　基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。

第六章　デジタル社会の形成に関する重点計画

（デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等）

第三十七条　政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。

2　重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二　世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

三　多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

四　高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

五　教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

六　人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

七　経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

八　事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

九　生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十　国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十一　国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十二　公的基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十三　特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十四　サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十五　前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

3　重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4　内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。

6　政府は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7　政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8　第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

（重点計画と国の他の計画との関係）

第三十八条　重点計画以外の国の計画は、デジタル社会の形成に関しては、重点計画を基本とするものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止）

第二条　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）は、廃止する。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第三十六条第一項の規定に基づく重点計画は、第三十七条第一項の規定に基づく重点計画が作成されるまでの間、同項の規定に基づく重点計画とみなす。

（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「高度情報通信ネットワーク社会」を「デジタル社会」に改める。

一　通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）第一条

二　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第一条

三　学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第一条

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第五条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第十三条」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第十七条」に、「情報通信技術の便益」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益」に改める。

第二条中「高度情報通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条」を「デジタル社会（デジタル社会形成基本法第二条」に、「高度情報通信ネットワーク社会を」を「デジタル社会を」に改める。

第十二条第一項中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改め、「制約」の下に「、経済的な状況」を加える。

（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律の一部改正）

第六条　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第七条　サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）」に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）」を「同法」に改める。

第三条第五項中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を「デジタル社会形成基本法」に改める。

第二十六条第二項中「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（官民データ活用推進基本法の一部改正）

第八条　官民データ活用推進基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　官民データ活用推進戦略会議（第二十条―第二十八条）」を「附則」に改める。

第一条中「とともに、官民データ活用推進戦略会議を設置する」を削る。

第二条第一項中「。第二十六条第一項において同じ」を削る。

第三条第一項中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）」に改め、同条第四項中「情報通信の技術」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第八条の見出しを「（官民データ活用推進基本計画等）」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「内閣総理大臣は」の下に「、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて」を加え、「につき」を「を作成し、」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9　内閣総理大臣は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。

第十条の見出し及び同条第一項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条第二項中「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改める。

第十四条中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態、経済的な状況」に改める。

第四章を削る。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一

デジタル庁設置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十六号

デジタル庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　通則（第五条）
第二節　デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職（第六条―第十二条）
第三節　デジタル庁に置かれる職（第十三条）
第四節　デジタル社会推進会議（第十四条・第十五条）
第五節　雑則（第十六条）
第四章　雑則（第十七条・第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、デジタル庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、デジタル庁を置く。

（任務）

第三条　デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

一　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（次号において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二　基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条　デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一　デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二　関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

二　官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

三　行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号、記号その他の符号の利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
五　情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
六　情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保及び利用の促進を図る観点からの、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項、第三項及び第八項の規定による証明に関すること。
七　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名に関すること（法務省の所掌に属するものを除く。）。
八　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十七条第四項に規定する署名検証者及び同法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。
九　電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。
十　複数の国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び民間事業者が利用する官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。）に係るデータの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
十一　外部連携機能（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号ロに規定する外部連携機能をいう。）に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
十二　公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。）の整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
十三　国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。
十四　情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十六号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。
十五　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
十六　国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。
イ　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十三号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。
ロ　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。
ハ　国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十三号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。
十七　国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。
十八　デジタル社会の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
十九　所掌事務に係る国際協力に関すること。
二十　前各号に掲げるもののほか、専らデジタル社会の形成を目的とする事務及び事業に関すること。
二十一　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきデジタル庁に属させられた事務

第三章　組織

第一節　通則

（組織の構成）

第五条　デジタル庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、デジタル社会の形成に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。
2　デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節　デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職

（デジタル庁の長）

第六条　デジタル庁の長は、内閣総理大臣とする。
2　内閣総理大臣は、デジタル庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七条　内閣総理大臣は、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
2　内閣総理大臣は、デジタル庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。
3　内閣総理大臣は、デジタル庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、デジタル庁の命令としてデジタル庁令を発することができる。
4　デジタル庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
5　内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
6　内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
7　内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（デジタル大臣）

第八条　デジタル庁に、デジタル大臣を置く。

２　デジタル大臣は、国務大臣をもって充てる。

３　デジタル大臣は、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

４　デジタル大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

５　デジタル大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

６　デジタル大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

７　デジタル大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第九条　デジタル庁に、副大臣一人を置く。

２　デジタル庁に、前項の副大臣のほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

３　副大臣は、デジタル大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

４　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。

５　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

６　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十条　デジタル庁に、大臣政務官一人を置く。

２　デジタル庁に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

３　大臣政務官は、デジタル大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

４　各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。

５　大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

６　前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（デジタル監）

第十一条　デジタル庁に、デジタル監一人を置く。

２　デジタル監は、次に掲げる職務を行う。

一　デジタル庁の所掌事務に関する重要事項に関し、デジタル大臣に進言し、及びデジタル大臣の命を受けて、デジタル大臣に意見を具申すること。

二　デジタル大臣を助け、庁務を整理し、デジタル庁の各部局及び機関の事務を監督すること。

３　デジタル監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

４　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、デジタル監の服務について準用する。

５　デジタル監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（デジタル審議官）

第十二条　デジタル庁に、デジタル審議官一人を置く。

２　デジタル審議官は、命を受け、デジタル庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第三節　デジタル庁に置かれる職

第十三条　デジタル庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

２　デジタル庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。

３　前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節　デジタル社会推進会議

（設置及び所掌事務）

第十四条　デジタル庁に、デジタル社会推進会議（以下この節において「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　デジタル社会の形成のための施策の実施を推進すること。

二　デジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

（組織）

第十五条　会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

２　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

３　副議長は、内閣官房長官及びデジタル大臣をもって充てる。

４　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　議長及び副議長以外の全ての国務大臣

二　内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

５　会議に、幹事を置く。

６　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

７　幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

８　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　雑則

（政令への委任）

第十六条　前各節に定めるもののほか、デジタル庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（職員）

第十七条　デジタル庁に、デジタル事務官、デジタル技官その他所要の職員を置く。

２　デジタル事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

３　デジタル技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（国会への報告等）

第十八条　政府は、第十三条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

２　政府は、少なくとも毎年一回デジタル庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（旧農林中央金庫法の一部改正）

第二条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

一　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）附則第五条

二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）附則第四十九条

三　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）附則第十一条

四　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）附則第九項

五　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）附則第七条

六　日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）附則第九条

七　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第四十条第二項

（財政法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「を除く。）、内閣府」を「及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁」に改める。

一　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条

二　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項

三　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第四号

四　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第三号

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条中「国家行政組織法」を「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法」に改める。

第二百四十五条の四第一項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法第四条第二項」を加える。

（国家公務員法の一部改正）

第六条　国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の二中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　デジタル監

第十九条第二項及び第四項並びに第二十五条第一項中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第五十五条第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

第六十一条の七第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

第六十一条の八第一項中「及び内閣府」を「、内閣府及びデジタル庁」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第七条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項」を加える。

（競馬法の一部改正）

第八条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第二項中「平成三十四事業年度」を「令和四事業年度」に改める。

附則第十条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第九条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　デジタル監

別表第一官職名の欄中「及び内閣情報通信政策監」を削り、「大臣政務官」を「大臣政務官　デジタル監」に改める。

（地方交付税法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

一　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第五条第四項

二　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号イ

三　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第五号イ

四　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第五号イ

（災害対策基本法の一部改正）

第十一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第百十一条中「又は」を「、デジタル庁令又は」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第十二条　商業登記法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項、第三項、第八項第一号及び第四号並びに第九項中「法務省令」を「デジタル庁令・法務省令」に改める。

（行政相談委員法の一部改正）

第十三条　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁」を加え、「第四条第一項第十三号イ」を「第四条第一項第十二号イ」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九の二の見出し並びに同条第一項及び第二項、第三十条の二十三、第三十条の二十八第一項並びに第三十条の三十第二項中「総務省」を「デジタル庁」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う秘密保持義務に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条及び次条において「住民票コード」という。）の同法第三十条の二十四第一項に規定する電子計算機処理等（以下この条及び次条において「電子計算機処理等」という。）に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であった者に係る旧住民基本台帳法第三十条の三十第二項の規定によるその事務に関して知り得た住民票コードに関する秘密又は住民票コードの電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に旧住民基本台帳法第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民票コードの電子計算機処理等に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であった者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消費者基本法の一部改正）

第十七条　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項第二号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「。）」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）

第十八条　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、同条第二項第一号中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

第二条中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第十九条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第十五条第三項第四号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「特命担当大臣」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法第四条第二項」を加える。

一　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十条の二

二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十八条

三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第二十一条

（多極分散型国土形成促進法の一部改正）

第二十一条　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第二十二条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第五条第六項中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「特命担当大臣」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

（環境基本法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「特命担当大臣」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

一　環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十六条第三項

二　高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第十六条第三項

三　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第十九条第三項

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「含む。）」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第三項」を、「第八条第五項」の下に「、デジタル庁設置法第七条第五項」を、「及び第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁」を加える。

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七十二条第一項

二　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条第一項

三　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項第四号ロ

四　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第二項

五　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第一項

六　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条第一項

七　身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第七条第一項

八　知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第三項

九　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二条第一項第五号

十　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二十四条第二項

十一　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十条第一項

十二　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条第一項

十三　海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）第三十五条第一項

十四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項

十五　宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第三十一条第一項

十六　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号

十七　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二条第二項第六号

十八　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第五項

十九　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条

二十　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第二十二条第一項
二十一　水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第二十八条第一項
二十二　雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項
二十三　健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十六条第一項
二十四　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第十七条第一項
二十五　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項
二十六　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）第二十条第一項
二十七　ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第三十一条第一項
二十八　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第三十八条第一項
二十九　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十八条

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第二十六条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四条第一項第五十七号」を「第四条第一項第五十八号」に改める。

附則第八条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第二十七条　独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項第八十一号」を「第四条第一項第八十二号」に改める。

（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第二十八条　電子署名及び認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣及び法務大臣」に改め、同項ただし書中「総務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が共同で」を「主務大臣が」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第二十九条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁

第十五条第二項第二号中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十八条中「第四条第一項第十二号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第三十条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条中「内閣府又は」を「内閣府、デジタル庁又は」に改め、「内閣府令」の下に「、デジタル庁令」を加える。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第三十一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三条第四項、第四条、第五条並びに第七条第二号及び第四号中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十七条第一項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同項第五号中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）」に改め、同項第六号及び同条第三項中「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項及び第五項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十九条第二項、第二十二条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十六条第二号及び第三号、第三十六条並びに第三十八条第二項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第三十八条の二第一項から第五項までの規定中「総務大臣」を「主務大臣」に、「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第六項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十八条の三第二項及び第三項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第六十六条第一項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（主務省令）

第七十一条の二　この法律における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十二条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第四十八条中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（公益通報者保護法の一部改正）

第三十三条　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「国家行政組織法」を「デジタル庁、国家行政組織法」に改める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第三十四条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「内閣府又は各省の内閣府令」を「内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第三十五条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第五十二条中「内閣府又は」を「内閣府、デジタル庁又は」に改め、「内閣府令」の下に「、デジタル庁令」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第三十六条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第三十条中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第三十七条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第三十八条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第六十九条中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法等の一部改正）

第三十九条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

一　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十七条

二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十七条第三項

三　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十九条

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第四十条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条中「復興庁又は」を「デジタル庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「デジタル庁令（告示を含む。）、復興庁令」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条第四項中「内閣府令」を「デジタル庁令」に改める。

第十七条第八項を次のように改める。

８　前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手続に関し必要な事項（以下この項において「再交付等に関する事項」という。）は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。

第十八条中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。

第二十一条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の二第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省令」を「デジタル庁令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十二条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十三条第一項第四号中「総務省令」を「デジタル庁令」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十一条第一項の表第三十五条の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省」を「デジタル庁」に改め、同条第三項の表第三十五条の項及び同条第四項の表第三十五条の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十六条中「内閣府令・総務省令」を「デジタル庁令・総務省令」に改める。

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）

第四十二条　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十九条第一号中「平成三十七年」を「令和七年」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第四十三条　サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。

第十三条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十六条中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

第三十条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　デジタル大臣

（電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正）

第四十四条　電子委任状の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「総務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第一項の認定及び第八条第一項の変更の認定に関する事項については、内閣総理大臣及び総務大臣とする。

第十五条第二項中「総務大臣及び経済産業大臣が共同で」を「主務大臣が」に改める。

（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部改正）

第四十五条　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

附則第二条中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第三条第二号中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第四十六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定」を「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定」に改める。

附則第二十一条のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定中「第四条第一項第五十二号及び第五十五号」に改める。

（平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第四十七条　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

第一条中「平成三十七年」を「令和七年」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十条中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第十五条中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第二十八条第四項中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

附則第二項中「平成三十九年度」を「令和九年度」に改める。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十八条　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち住民基本台帳法第四章の二の次に一章を加える改正規定（同法第三十条の四十四の二（見出しを含む。）及び第三十条の四十四の十一に係る部分に限る。）中「総務省」を「デジタル庁」に改める。

（戸籍法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十九条　戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十一条の二第一項の改正規定中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（内閣法の一部改正）

第五十条　内閣法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十七条第二項第一号」を「次条第二項第一号」に改める。

第十六条を削る。

第十七条第二項第一号中「第二十二条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第二項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第二項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第二項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改め、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第五項中「第二十一条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

（内閣法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　前条の規定による改正前の内閣法第十六条第一項に規定する内閣情報通信政策監であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（国家安全保障会議設置法の一部改正）

第五十二条　国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十二条第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第五十三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の二を削る。

第五条第二項中「並びに」を「並びにデジタル庁及び」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第二項中「他省」を「デジタル庁又は他省」に改める。

附則第二条の三中「国家行政組織法」を「デジタル庁」に、「復興庁及び国家行政組織法」を「デジタル庁、復興庁」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第五十四条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

附則第三条第一項の表を次のように改める。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	
		及び各省	、復興庁及び各省	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する機関たる復興庁、国家行政組織法	
	第二百四十五条の四第一項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項	
国家公務員法	第十九条、第二十二条第二項及び第二十五条第四項、第一項並びに第六十一条の七第一項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁	
	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	
国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）	第六条の二第五項	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項	
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	
		、デジタル庁	、デジタル庁、復興庁	
国家行政組織法	第一条及び第二条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）	第二条第四号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	
		及び各省	、復興庁及び各省	

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	第五条第四項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第二条第三号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省を	、復興庁及び各省を
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	第二条第三号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第百十一条	又は省令	、復興庁令又は省令
行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）	第二条第一項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）	第二十八条第三項第二号	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）	第一条第一項及び第二条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）	第二条第十号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第十五条第三項第四号	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）	第二十条の二	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	第三条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）	第三条第九号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第五条第六項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
環境基本法（平成五年法律第九十一号）	第四十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）	第十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）	第三条第一項	若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）	、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）
		デジタル庁設置法第七条第五項	デジタル庁設置法第七条第五項、復興庁設置法第七条第五項
		デジタル庁並びに	デジタル庁、復興庁並びに
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）	第三条第一項第四号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第四条第一項第九号	及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項
		各府省及びデジタル庁	各府省、デジタル庁及び復興庁
	第四条第一項第十号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十一年法律第百五十四号）	第十八条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	第四十八条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）	第十九条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣	
公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）	第二条第四項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁	
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）	第九条	又は各省	、復興庁又は各省	
		又は省令	、復興庁令又は省令	
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	第五十二条	又は各省	、復興庁又は各省	
		又は省令	、復興庁令又は省令	
道州制特別区域における行政の推進に関する広域行政の法律（平成十八年法律第百十六号）	第三十条	又は各省	、復興庁又は各省	
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令	
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	第十八条	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項	
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第六十九条	又は各省	、復興庁又は各省	
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	第十七条第一項及び第五十六条第三項	内閣府令・	内閣府令・復興庁令・	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁	
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	第百四十七条第三項	又は各省	、復興庁又は各省	
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令	
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）	第三十九条	又は各省	、復興庁又は各省	
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令	

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	第二十一条	第五条第二項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）		内閣府		内閣府、復興庁

附則第三条第二項を次のように改める。

２　復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とあるのは、「三の二　復興庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とする。

附則第三条第三項中「内閣府又は」を「又は各省」に、「内閣府、復興庁又は」を「、復興庁又は各省」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第五十五条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第二条第一項中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加え、「ともに」を「共に」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

（総務省設置法の一部改正）

第五十六条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「第五条第二項」の下に「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項」を、「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号ロ中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの交付に関すること。

第四条第一項中第九十号を削り、第八十九号を第九十号とし、第八十三号から第八十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八十二号中「第七十七号」を「第七十八号」に改め、同号を同項第八十三号とし、同項中第八十一号を第八十二号とし、第五十二号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十一号中「第三十九号」を「第四十号」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項中第五十号を第五十一号とし、第三十八号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十七号中「第三十四号及び第三十五号」を「第三十五号及び第三十六号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第三十六号を第三十七号とし、第三十号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十九　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

第六条第一項中「第十二号」を「第十一号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十二号」を「第四条第一項第十一号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第十四号」を「第四条第一項第十三号」に改める。

第二十五条第一項中「第四条第一項第十号から第十六号まで」を「第四条第一項第九号から第十五号まで」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第二項中「第九号まで、第七十七号から第八十号まで及び第八十二号」を「第八号まで、第七十八号から第八十一号まで及び第八十三号」に改め、同条第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十八条第一項中「第四条第一項第五十七号から第六十六号まで、第六十八号から第七十号まで、第七十五号」を「第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号」に改める。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

２　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

３　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条　旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十条　附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十一条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

（抵当証券法の一部改正）

第二条　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之ニ記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

（死産の届出に関する規程の一部改正）

第三条　死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

（農業協同組合法の一部改正）

第五条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

（農業保険法の一部改正）

第六条　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「いう」の下に「。第二百三十条第十一号において同じ」を加える。

第七十九条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第八十五条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第二百三十条第十一号中「に規定する書類に記載すべき」を「の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（戸籍法の一部改正）

第七条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「左の」を「次の」に、「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改める。

第三十三条中「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改める。

第三十七条第二項中「且つ」を「かつ」に、「署名させ、印をおさせなければ」を「署名させなければ」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「乃至第七十二条」を「から第七十二条まで」に改める。

第三十八条第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記させて、署名させ、印をおさせる」を「付記させて、署名させる」に改め、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十五条第一項中「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第二項及び第三項中「著いた」を「到着した」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第八条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一項を加える。

３　公認会計士は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第二十八条の四第三項中「（電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第三十四条の十の四に次の一項を加える。

７　無限責任監査法人は、第四項の規定による書面による通知に代えて、内閣府令で定めるところにより、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該無限責任監査法人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第三十四条の十二第二項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第九条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の十三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

（建設業法の一部改正）

第十条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。

第二十六条の三第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。

第二十八条第一項第四号中「第二十六条の三第八項」を「第二十六条の三第九項」に改める。

第五十二条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十六条の三第六項」を「第二十六条の三第七項」に、「置かなかつた者」を「置かなかつたとき。」に改め、同条第二号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第十一条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第三項中「いう」の下に「。第百四十三条第九号において同じ」を加える。

第六十九条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第七十一条中「終つた」を「終わつた」に、「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第百四十三条第九号中「に規定する書類に記載すべき」を「の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十二条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「書面の」を「規定による書面の」に、「同項の書面に」を「当該書面に」に、「前項の」を「当該」に改める。

第三十条第六項ただし書中「第二項から前項まで」を「第二項、第三項及び前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

４　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（内閣府令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

（建築士法の一部改正）

第十三条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項、第二十条の二第三項及び第二十条の三第三項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第二十二条の三の三第四項を次のように改める。

4　設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十二条の三の三第五項中「読み替えて準用する第二十条第四項の規定により」を削る。

第二十四条の七第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　管理建築士等は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十四条の八第二項を次のように改める。

2　建築士事務所の開設者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建築士事務所の開設者は、当該書面を交付したものとみなす。

（商品先物取引法の一部改正）

第十四条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「議決権を電磁的方法により」を「電磁的方法により議決権を」に改める。

第二百七十八条第九項中「議決をする」を「議決権を行う」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「前二項」を「第八項、第九項及び前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　前項の加入予定者は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

11　前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

第二百九十三条第二項中「議決をする」を「議決権を行う」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

4　前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第十五条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項中「の各号」を削り、「記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第一号中「申請人」の下に「及び代理人」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第十六条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中「いう」の下に「。第百四十五条第九号において同じ」を加える。

第五十九条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第六十一条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「、農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第八十条中「決算報告書」を「決算報告」に改める。

第百四十五条第九号中「に掲げる書類に記載すべき」を「の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十七条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二に次の二項を加える。

11　宅地建物取引業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて同項の規定による記名押印に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面に記名押印し、これを交付したものとみなす。

12　宅地建物取引業者は、第六項の規定による書面の引渡しに代えて、政令で定めるところにより、依頼者の承諾を得て、当該書面において証されるべき事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を引き渡したものとみなす。

第三十五条第五項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第七項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

8　宅地建物取引業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は第三項に規定する売買の相手方の承諾を得て、宅地建物取引士に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該宅地建物取引士に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

9　宅地建物取引業者は、第六項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第六項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は第六項の規定により読み替えて適用する第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方である宅地建物取引業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第七項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

第三十七条第三項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4　宅地建物取引業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一　自ら当事者として契約を締結した場合　当該契約の相手方

二　当事者を代理して契約を締結した場合　当該契約の相手方及び代理を依頼した者

三　その媒介により契約が成立した場合　当該契約の各当事者

5　宅地建物取引業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一　当事者を代理して契約を締結した場合　当該契約の相手方及び代理を依頼した者

二　その媒介により契約が成立した場合　当該契約の各当事者

第四十一条第五項及び第四十一条の二第六項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、」を「電磁的方法であつて」に改める。

第五十条の二の四中「第五項まで」の下に「及び第八項」を加え、「及び同項第七号」を「同項第七号」に改め、「の売買の相手方」の下に「とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」を加える。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第十八条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する発注者は、前項の規定による書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

4　前項の規定による電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による請求は、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該保証事業会社に到達したものとみなす。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第十九条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中「いう」の下に「。第八十九条第十一号において同じ」を加える。

第六十一条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第六十三条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「終つた」を「終わつた」に、「決算報告書」を「主務省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第八十九条第十一号中「に記載すべき」を「又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中第十項を第十二項とし、第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第三十四条第三項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第十項」に改める。

第三十五条第三項中「第五項まで及び第八項」を「第七項まで及び第十項」に改め、「これらの規定」の下に「（第三十二条第四項後段の規定を除く。）」を加える。

第三十六条第四項中「第六項まで及び第八項」を「第八項まで及び第十項」に改める。

第三十八条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことができる。

第三十八条に次の一項を加える。

8　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第百四十四条第四号中「から第五項まで」を「、第六項若しくは第七項」に改め、同条第五号中「第三十二条第九項」を「第三十二条第十一項」に改め、同条第六号中「第三十二条第十項」を「第三十二条第十二項」に改める。

第百四十六条中「第三十二条第七項」を「第三十二条第九項」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第二十一条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権又は選挙権を行うことができる。

第二十一条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第三十四条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十三条に次の二項を加える。

3　前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第五十一条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十五条中「第四十三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第五十八条中「第五項」を「第七項」に、「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

（国民年金法及び確定給付企業年金法の一部改正）

第二十二条　次に掲げる法律の規定中「署名押印した」を「記名した」に改める。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十九条の二

二　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第一項

（農業信用保証保険法の一部改正）

第二十三条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項中「いう」の下に「。第七十七条第十号において同じ」を加える。

第五十一条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第五十三条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「主務省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第七十七条第十号中「書類を」を「書類若しくは電磁的記録を」に改め、「提出せず」の下に「、若しくは提供せず」を加え、「書類に記載すべき」を「書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第二十四条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第四項中「署名押印」を「署名」に改める。

第六十一条第十三項中「第九項本文」を「第十項本文」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項に」を「第十一項に」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「当該買取指定者」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該第五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

第六十一条第九項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　買取指定者は、前項の規定による書面による通知に代えて、法務省令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けるべき区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知することができる。この場合において、当該買取指定者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第六十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

（不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

一　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三十九条第二項

二　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第三十九条第二項

（漁業災害補償法の一部改正）

第二十六条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「いう」の下に「。第二百条第十二号において同じ」を加える。

第五十八条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第六十条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第二百条第十二号中「書類を」を「書類若しくは電磁的記録を」に改め、「提出せず」の下に「、若しくは提供せず」を加え、「書類に記載すべき」を「書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項中「前二項」を「第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項」に、「行う」を「、それぞれ行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「政令で定める」を「第三項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届」を「最初の転入届等」に、「は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届」を「が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長（以下この条において「転入予定地市町村長」という。）に通知しなければならない。

4　転入予定地市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届（次項において「最初の転入届等」という。）をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

第三十条の十五第三項中「第八条」の下に「、第十一条」を、「第十三条」の下に「、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十六条の十四第二項」を、「第十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「及び第三十四条第二項」を「、第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項」に改め、同条第四項中「第八条第二項」の下に「及び第十六条の二」を加える。

別表第一の七十一の六の項を次のように改める。

七十一の六　削除	

別表第一の七十一の八の項を次のように改める。

七十一の八　削除	

別表第二の五の四の項中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表の五の十三の項第一号中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加え、同表中五の三十三の項を五の三十四の項とし、五の十八の項から五の三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の十七の項中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、同項を同表の五の十八の項とし、同表の五の十六の項の次に次のように加える。

五の十七　指定都市又は中核市の長	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の二の項中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表中七の二十の項を七の二十一の項とし、七の十の項から七の十九の項までを一項ずつ繰り下げ、七の九の項の次に次のように加える。

七の十　都道府県知事	知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の四の項中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表中四の三十三の項を四の三十四の項とし、四の十七の項から四の三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、四の十六の項の次に次のように加える。

四の十七　指定都市又は中核市の長	知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八号の二中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表第九号の六の次に次の一号を加える。

九の七　知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第二十八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中四十四の四の項を四十四の七の項とし、四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四　国税審議会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による同法第十二条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の五　日本税理士会連合会	税理士法による同法第十八条の税理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の六　国税庁	税理士法による同法第五十五条第一項の税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の五の項を五十七の二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の二十二　厚生労働省	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による同法第二条第三項の管理栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の四の項を五十七の二十の項とし、五十七の三の項を五十七の十九の項とし、五十七の二の項を五十七の十八の項とし、五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二　厚生労働省	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三　厚生労働省	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四　厚生労働省	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五　厚生労働省	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の六　厚生労働省又は歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第八条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の七　厚生労働省	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の八　厚生労働省又は歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の九　厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七の十　厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十一　厚生労働省	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による同法第三条の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十二　厚生労働省	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による同法第三条の臨床工学技士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十三　厚生労働省	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による同法第三条の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十四　厚生労働省 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	救急救命士法による同法第三条の救急救命士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十五　厚生労働省 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	言語聴覚士法による同法第三条の言語聴覚士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十六　厚生労働省 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十七　厚生労働省 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条の二第一項に規定する指定登録機関	柔道整復師法による同法第三条の柔道整復師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九の二　厚生労働省	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）による同法第二条の薬剤師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の六　厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二十八条の社会福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の六の項を次のように改める。

別表第一の五十九の項の次に次のように加える。

別表第一中七十一の八の項を削り、七十一の七の項を七十一の八の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の九　厚生労働省又は精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関	精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十　文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十六条第一項に規定する指定登録機関	公認心理師法による同法第二十八条の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の六の項の次に次のように加える。

七十一の七　厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法第四十三条第一項に規定する指定登録機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十七の十四の項を七十七の十五の項とし、七十七の十三の項の次に次のように加える。

七十七の十四　全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による同法第十四条の二第一項の社会保険労務士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二十七の項中「別表第三の七の十三の項」を「別表第三の七の十四の項」に、「別表第五第十号の三」を「別表第五第十号の四」に改める。

別表第三中五の七の項を五の八の項とし、五の六の項を五の七の項とし、五の五の項を五の六の項とし、五の四の項の次に次のように加える。

五の五　都道府県知事	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の次に次のように加える。

六の三　都道府県知事	栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の二の項中「判定」の下に「、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録」を加え、同表中七の二十一の項を七の二十二の項とし、七の十三の項から七の二十の項までを一項ずつ繰り下げ、七の十二の項の次に次のように加える。

七の十三　都道府県知事	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四を第六号の五とし、第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八号の二中「判定」の下に「、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録」を加え、同表中第十号の十一を第十号の十二とし、第十号の三から第十号の十までを一号ずつ繰り下げ、第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三　介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（通関業法の一部改正）

第二十九条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改める。

第二十一条の見出しを「（記名等の効力）」に改め、同条中「記名押印」を「記名」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第三十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三十一条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第三十二条第四項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第三十四条第三項及び第三十五条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第三十七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第三十七条に次の一項を加える。

9　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第百四十六条第四号中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に改め、同条第五号中「第三十一条第七項」を「第三十一条第九項」に改め、同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改める。

第百四十七条中「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「第八項」を「第十項」に改める。

第四十七条第三項中「第五項まで及び第八項」を「第七項まで及び第十項」に改める。

第四十八条第四項中「第七項、第九項及び第十項」を「第九項、第十一項及び第十二項」に改める。

第四十九条第六項中「第三十八条第六項」を「第三十八条第七項及び第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により議決権及び選挙権を行使することができる。

第百二十条第一号中「から第五項まで」を「、第六項若しくは第七項」に改める。

第百二十一条第二号中「第三十二条第七項」を「第三十二条第九項」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三十三条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことができる。

第十八条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第三十七条第二項中「除く。）が」を「除く。次項において同じ。）が」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第四十二条第四項中「いう」の下に「。第九十七条第一項第十一号において同じ」を加える。

第七十七条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第七十九条中「決算報告書」を「決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第九十七条第一項第十一号中「に記載すべき」を「又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第三十四条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を社会福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした社会福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

３　前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十四条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十六条第一項中「、第三十三条及び」を「及び第二項、第三十三条並びに」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録（変更の登録を含む。）」に、「社会福祉士の登録」を「当該登録」に改める。

第四十二条第二項中「第二十九条中」を「第二十九条及び第三十一条第二項中」に、「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「介護福祉士」と」の下に「、第三十一条第二項中「社会福祉士に」とあるのは「介護福祉士に」と」を加える。

第四十三条第三項中「、第三十六条第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と」を削る。

附則第四条第三項中「第二十九条から」を「第二十九条、第三十条、第三十一条（第三項を除く。）及び第三十二条から」に、「第二十九条中」を「第二十九条及び第三十一条第二項中」に、「第三十一条及び」を「第三十一条第一項並びに」に改め、「第三十二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項第一号」を「第三十一条第二項中「社会福祉士に」とあるのは「准介護福祉士に」と、第三十二条第一項第一号」に、「同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、」を「同条第二項中」に改める。

附則第五条第三項中「、第三十六条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と」を削る。

（借地借家法の一部改正）

第三十五条　借地借家法（平成三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

２　前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第二項及び第三十九条第三項において同じ。）によってされたときは、その特約は、書面によってされたものとみなして、前項後段の規定を適用する。

第三十八条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

４　建物の賃貸人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなす。

第三十八条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

第三十九条に次の一項を加える。

３　第一項の特約がその内容及び前項に規定する事由を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、同項の書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第三十六条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（情報の提供等）

第九条　厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができる。

２　厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であって、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

３　都道府県は、前項の規定により提供を受けた情報を第十四条第一項の都道府県ナースセンターに提供することができる。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第三十七条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第二十八条第三項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改める。

第八十三条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「記名押印」を「記名」に、「交付した者」を「交付したとき。」に改め、同条第六号中「閲覧させた者」を「閲覧させたとき。」に改め、同条第七号及び第八号中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「選任した者」を「選任したとき。」に改め、同条第十号から第十二号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第三十八条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項、第七条の三第二項、第十条第四項及び第十二条第三項中「有する者の記名押印した」を「有する者の記名した」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第三十九条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことができる。

第五十一条に次の一項を加える。

７　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第六十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第七十四条第四項中「第四項」を「第六項」に改める。

第百五十一条中「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

第百五十三条第三項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に、「第三十一条第六項及び」を「第三十一条第四項及び第八項並びに」に改める。

第百五十四条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第百五十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第百五十六条に次の一項を加える。

9　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第三百二十八条第一項第四号中「第四項（」を「第六項（」に改める。

第三百三十条第四号中「第四項の」を「第六項の」に改め、同条第五号中「第三十一条第七項」を「第三十一条第九項」に改め、同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改める。

第三百三十一条中「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第四十条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を精神保健福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした精神保健福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3　前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十四条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十六条第一項中「、第三十三条及び」を「及び第二項、第三十三条並びに」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録（変更の登録を含む。）」に、「精神保健福祉士の登録」を「当該登録」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十一条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十一条中「第二百七十一条第二項」を「第二百七十一条第三項」に改める。

第二百五十条第三項中「第二百四十五条」を「第二百四十五条第一項」に改める。

第二百五十六条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による請求に代えて、電磁的方法によりその権利を行使すべきことを請求することができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

第二百六十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による請求に代えて、電磁的方法により第一項の請求をすることができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

第二百七十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による通知に代えて、電磁的方法により同項に規定する特定目的信託契約の変更に反対する旨を通知することができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第四十二条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の建設業を営む者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の対象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業を営む者は、当該書面を交付したものとみなす。

第四十四条第二項ただし書中「及び第二項」の下に「、第十二条第二項」を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四十三条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第五項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「準ずる」を「代わる」に、「おいては」を「おいて、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし」に改め、同条に次の一項を加える。

7　マンション管理業者は、第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

第七十三条第二項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条第三項中「準ずる」を「代わる」に、「おいては」を「おいて、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし」に改める。

第百九条第一項第七号中「記名押印」を「記名」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第四十四条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号イ中「書面」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第二項及び第五十四条第二号において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

第十七条に次の一項を加える。

２　登録事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五十二条に次の一項を加える。

２　前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、当該契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

第五十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五十四条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二号中「書面」の下に「（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第五十七条において同じ。）」を加える。

第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第四十五条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書（以下この号において「署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書（以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第四十六条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第六十三条第二項」を「第六十三条第三項」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第六十三条第五項から第七項まで」を「第六十三条第六項から第八項まで」に、「第六十三条第六項中「第四項」を「第六十三条第七項中「第五項」に改める。

第二十八条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

４　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

５　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第二十九条第四項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第三十一条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第三十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第三十三条に次の一項を加える。

８　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第五十八条第二項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第六十三条第五項」を「第六十三条第六項」に改める。

第六十四条第二項中「第六十三条第六項及び第七項」を「第六十三条第七項及び第八項」に、「第六十三条第六項中「第四項」を「第六十三条第七項中「第五項」に改める。

第八十条第四項ただし書中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百八条第十項中「同条第三項から第五項まで」を「同条第四項から第六項まで」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第百二十四条第一項中「第六十三条第二項」を「第六十三条第三項」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第六十三条第五項から第七項まで」を「第六十三条第六項から第八項まで」に、「区分所有法第六十三条第五項中」を「同条第六項中」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第百二十九条中「第二十八条第五項」を「第二十八条第七項」に改める。

第百三十一条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第百三十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第百三十三条に次の一項を加える。

８　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第百四十二条第二項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百五十五条中「第六十三条第五項」を「第六十三条第六項」に改め、同条ただし書中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百七十六条第四号中「第四項（」を「第六項（」に改める。

第百七十七条中「第二十八条第五項」を「第二十八条第七項」に改める。

（健康増進法の一部改正）

第四十七条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の五」に改める。

第四章中第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三の次に次の一条を加える。

（健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め）

第十九条の四　市町村は、当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができる。

２　市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第四十八条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第二号中「第十九条」を「第十九条第一項から第三項まで」に、「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第五項」に改める。

第十八条第一項中「次条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「又は保存期間」を「、保存期間」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「又は特定署名用電子証明書記録情報」を加え、同項第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項若しくは第二項」に改め、「第五十二条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項第二号、第四号及び第五号中「受領した回答」を「受領した回答等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加え、同項第一号中「次条」を「次条第一項から第三項まで」に改め、「若しくは第三項」の下に「から第五項まで」を、「第三項まで」の下に「、第五項若しくは第六項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

第十九条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条に次の二項を加える。

４　署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

５　署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

第二十条第一項中「次条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第十八条第五項各号」を「第十八条第六項各号」に改め、同条に次の三項を加える。

４　団体署名検証者は、次条第四項の規定により署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めがあったときは、機構に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めなければならない。

５　団体署名検証者は、前項の場合において、第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたときは、政令で定めるところにより、速やかに、署名確認者に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第六項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わないことができる。

第二十一条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条に次の二項を加える。

３　署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

４　署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該署名検証者に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

第三十七条第三項第六号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加える。

第四十一条中「第三項」を「第四項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加える。

第四十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報を提供する場合

第四十五条第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第五十条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加え、同条第三項中「による回答」の下に「又は同条第五項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「受けた回答」の下に「又は同条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報」を加え、「受領した回答」を「受領した回答等」に改め、同条第四項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。

第五十二条第一項中「第十九条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第四項中「第二十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「受領した回答を」を「第二十条第一項の規定により受けた回答を」に、「受領した回答の」を「当該回答の」に改め、同条に次の二項を加える。

5　署名検証者及び署名確認者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項又は第二十条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6　団体署名検証者は、第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十四条第三項及び第五十六条第二項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。

第六十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務

第六十七条第一項第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第七十一条の二　第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十九条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　署名用電子証明書（第三条―第十六条）」を「第一款　個人番号カード用署名用電子証明書（第三条―第十六条）　第二款　移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二―第十六条の十五）」に、「第二款　署名検証者等」を「第三款　署名検証者等」に、「第一款　利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）　利用者証明用電子証明書（第三十五条の二―第三十五条の十五）」に、「第二款　利用者証明検証者」を「第三款　利用者証明検証者」に改める。

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　個人番号カード用署名用電子証明書

第三条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「の発行」を「であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行」に改め、同条第二項中「住所とする」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四項中「、当該申請者の」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項及び第三十八条の二第一項において同じ。）その他の主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同条第六項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第四条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理）」に改め、同条中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者の」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に改め、「その他」の下に「当該」を加える。

第五条（見出しを含む。）中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第六条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の二重発行の禁止）」に改め、同条中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者に係る署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第七条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）」に改め、同条中「署名用電子証明書に」を「個人番号カード用署名用電子証明書に」に改め、同条第一号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二号中「署名利用者検証符号及び」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び」に改め、同条第三号中「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削る。

第八条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録）」に改め、同条中「署名用電子証明書を」を「個人番号カード用署名用電子証明書を」に、「当該署名用電子証明書」を「当該個人番号カード用署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」に改め、「電磁的記録媒体」の下に「（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）」に改め、同条第一項中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者に係る署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第三項中「署名利用者は、前項」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項」に改める。

第十条の見出し中「署名利用者符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号」に改め、同条第一項中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者の」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

3　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

第十一条の見出しを「(個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)」に改め、同条中「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に改める。

第十二条の見出しを「(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)」に改め、同条中「によって」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた」を加え、「署名利用者に発行した署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、「以下「」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同条第一号中「(同号に掲げる事項については、住所とする。)」を削る。

第十三条の見出しを「(個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)」に改め、同条中「署名用電子証明書に」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「署名用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に、「署名用電子証明書記録誤り等が」に、「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改める。

第十四条の見出しを「(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)」に改め、同条中「署名用電子証明書に係る」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に、「が署名用電子証明書」を「が当該個人番号カード用署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」に、「署名用電子証明書の発行の番号」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号」に、「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」に、「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改める。

第十五条の見出しを「(個人番号カード用署名用電子証明書の失効)」に改め、同条第一項中「署名用電子証明書は」を「個人番号カード用署名用電子証明書は」に改め、同項第一号中「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、同項第二号中「より」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同項第三号中「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、同項第四号中「より」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同項第五号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「、署名用電子証明書記録誤り等」を「、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に、「署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に改め、同条第三項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第十六条の見出しを「(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)」に改め、同条中「署名用電子証明書失効情報ファイル」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「署名用電子証明書失効情報（」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報（」に、「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、「第十二条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、「第十四条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を」に改める。

第十七条第三項第二号中「第二項」の下に「、第三項」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第五十三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十八条第一項中「署名用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を」に改め、同条第二項中「署名用電子証明書失効情報ファイルを」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルを」に改め、同条第三項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第六項第一号中「第五十二条第四項若しくは第五項」を「第五十二条第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「、対応署名用電子証明書の発行の番号」を加え、同項第一号中「第三項まで、第五項若しくは第六項」を「第四項まで、第六項若しくは第七項」に改め、同項第六号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に、「又は同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「利用者証明利用者について」を「第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同項第二号中「署名利用者について」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　機構は、署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

第十九条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第四項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、「同項の規定」に改め、同条第五項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあっては個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあっては移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。)」を加える。

第二十条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第二項及び第六項中「第十八条第六項各号」を「第十八条第七項各号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第三項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第四項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「（個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあっては個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあっては移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。）」を加える。

第二章第一節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款　移動端末設備用署名用電子証明書

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行）

第十六条の二　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2　前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3　前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4　前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5　申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6　前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7　前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8　第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理）

第十六条の三　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間）

第十六条の四　移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

（移動端末設備用署名用電子証明書の二重発行の禁止）

第十六条の五　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項）

第十六条の六　移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一　移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二　移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三　署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項

四　その他主務省令で定める事項

（移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録）

第十六条の七　機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書（当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第十六条の八　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2　第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

3　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出）

第十六条の九　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2　第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は機構の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録）

第十六条の十　第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十六条の十一　機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第十六条の十二　機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効）

第十六条の十四　移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一　機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二　機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

三　機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四　機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五　移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2　機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3　機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第十六条の十五　機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報（第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であって、それらの移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款　個人番号カード用利用者証明用電子証明書

第二十二条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「の発行」を「であって、個人番号カードに記録するもの（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行」に改め、同条第二項中「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削り、同条第四項中「、当該申請者の」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「その他の主務省令で定める電磁的記録媒体」を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、同条第六項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第七項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第二十三条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理）」に改め、同条中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に改め、「その他」の下に「当該」を加える。

第二十四条（見出しを含む。）中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第二十五条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止）」に改め、同条中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十六条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録事項）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書に」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に」に改め、同条第一号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二号中「利用者証明利用者検証符号及び」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び」に改める。

第二十七条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を」に、「当該利用者証明用電子証明書」を「当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」に改める。

第二十八条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請）」に改め、同条第一項中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第三項中「利用者証明利用者が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が」に改める。

第二十九条の見出し中「利用者証明利用者符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号」に改め、同条第一項中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

３　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

第三十条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に、「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改める。

第三十一条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録）」に改め、同条中「によって」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた」を加え、「利用者証明利用者に発行した利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「以下」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加える。

第三十二条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書に」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改める。

第三十三条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書に係る」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に、「が当該利用者証明用電子証明書」を「が当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」に、「利用者証明用電子証明書の発行の番号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改める。

第三十四条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効）」に改め、同条第一項中「利用者証明用電子証明書は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書は」に改め、同項第一号中「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改め、同項第二号中「より」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、同項第三号中「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、同項第四号中「より」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、同項第五号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二項中「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に改め、同条第三項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第三十五条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」に、「利用者証明用電子証明書失効情報（」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報（」に、「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改め、「第三十一条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、「第三十三条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を」に改める。

第三十七条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報を」に改め、同条第二項中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び第三十五条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は保存期間」を「、保存期間」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加え、同項第一号中「第五十三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第六号中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「、対応署名用電子証明書の発行の番号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　機構は、利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第三十五条の四の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

二　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

第三十八条第一項中「第三十四条第一項」の下に「又は第三十五条の十四第一項」を加える。

第三十八条の二第一項中「受けて、」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた」を加え、同条第六項第五号中「第五十三条第二項」を「第五十三条第三項」に改める。

第二章第二節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款　移動端末設備用利用者証明用電子証明書

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行）

第三十五条の二　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者（当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。）は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

２　前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

３　前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

４　前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

５　申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

６　前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

７　前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

８　第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理）

第三十五条の三　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第三十五条の四　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止）

第三十五条の五　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が第三十五条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録事項）

第三十五条の六　移動端末設備用利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二　移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三　その他主務省令で定める事項

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の記録）

第三十五条の七　機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書（当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第三十五条の八　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

２　第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

３　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出）

第三十五条の九　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

２　第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録）

第三十五条の十　第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第三十五条の十一　機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等に係る情報の記録）

第三十五条の十二　機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者署名符号（機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録）

第三十五条の十三　機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効）

第三十五条の十四　移動端末設備用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一　機構が第三十五条の十の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二　機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

三　機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四　機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

２　機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

３　機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第三十五条の十五　機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報（第三十五条の十の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であって、それらの移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第四十一条中「第四項」を「第五項」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「、対応署名用電子証明書の発行の番号」を加え、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「及び保存期間」を「、保存期間」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加える。

第四十四条第一項中「、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル」を「（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び移動端末設備用署名用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ。）、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報及び移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「、利用者証明用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」を「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ。）、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」に改める。

第四十五条第一号中「署名用電子証明書失効情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報」に、「署名用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第十六条の十から第十六条の十三までの規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

第四十五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合

第四十五条第四号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条第五号中「利用者証明用電子証明書失効情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報」に、「利用者証明用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

第四十五条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第三十七条第三項の規定により対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

第四十八条中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第五十条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「、対応署名用電子証明書の発行の番号」を加える。

第五十一条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「又は保存期間」を「、保存期間」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加える。

第五十二条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　署名検証者は、署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第四項の規定により提供を受けた対応署名用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応署名用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十三条第一項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等を」を「第三十七条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを」に、「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の」を「これらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　利用者証明検証者は、利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第三項の規定により提供を受けた対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第六十七条第一項第一号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行に係る事務

第六十七条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務

第六十七条第一項第四号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第五号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　第三十五条の二第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

第六十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第三十七条第三項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第五十条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条―第十三条」を「第十二条―第十四条」に、「第十四条」を

「第四章　個人情報取扱事業者等の義務等
　第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十五条）
　第二節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第三十五条の二・第三十五条の三）
　第三節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条―第三十九条）
　第四節　監督（第四十条―第四十六条）
　第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十八条）
　第六節　送達（第五十八条の二―第五十八条の五）
第五章　個人情報保護委員会（第五十九条―第七十四条）
第六章　雑則（第七十五条―第八十一条）
第七章　罰則（第八十二条―第八十八条）」

「第十五条」に、

を

「第四章　個人情報取扱事業者等の義務等
　第一節　総則（第十六条）
　第二節　個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条―第四十条）
　第三節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
　第四節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条―第四十六条）
　第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十六条）
　第六節　雑則（第五十七条―第五十九条）
第五章　行政機関等の義務等
　第一節　総則（第六十条）
　第二節　行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条―第七十三条）
　第三節　個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
　第四節　開示、訂正及び利用停止
　　第一款　開示（第七十六条―第八十九条）
　　第二款　訂正（第九十条―第九十七条）
　　第三款　利用停止（第九十八条―第百三条）
　　第四款　審査請求（第百四条―第百六条）
　第五節　行政機関等匿名加工情報の提供等（第百七条―第百二十一条）
　第六節　雑則（第百二十二条―第百二十六条）
第六章　個人情報保護委員会
　第一節　設置等（第百二十七条―第百四十二条）
　第二節　監督及び監視
　　第一款　個人情報取扱事業者等の監督（第百四十三条―第百四十九条）
　　第二款　認定個人情報保護団体の監督（第百五十条―第百五十二条）
　　第三款　行政機関等の監視（第百五十三条―第百五十七条）
　第三節　送達（第百五十八条―第百六十一条）
　第四節　雑則（第百六十二条―第百六十五条）
第七章　雑則（第百六十六条―第百七十条）
第八章　罰則（第百七十一条―第百八十条）」

に

改める。

第一条中「高度情報通信社会」を「デジタル社会」に、「明らかにするとともに」を「明らかにし」に、「事業者の」を「事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて」に改め、「定める」の下に「とともに、個人情報保護委員会を設置する」を、「より、」の下に「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに」を加える。

第二条第一項第一号中「第十八条第二項」を「第二十八条第一項」に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項を第五項とし、第十項を削り、第十一項を第六項とし、同項の次に次の五項を加える。

7　この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

9　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一　行政機関

二　独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第百十七条第三項から第五項まで並びに第百二十三条第二項において同じ。）

第二条第十二項を削る。

第三条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第四条中「のっとり、」の下に「国の機関、独立行政法人等及び事業者等による」を加える。

第七条第二項第六号中「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項」を「第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項」に改める。

第四章の章名中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改める。

第四章第四節を削る。

第四章第三節中第三十九条を第四十六条とする。

第三十八条中「第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十三条第一項若しくは第百十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第四十五条とし、第三十七条を第四十四条とする。

第三十六条第一項中「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、同条を第四十三条とする。

第四章第三節を同章第四節とする。

第三十五条の三第二項中「第二十三条第五項」を「第二十七条第五項」に、「第三十五条の三第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条から第二十二条まで、第三十五条」を「第二十三条から第二十五条まで、第四十条」に、「第二十条中」を「第二十三条中」に改め、第四章第二節中同条を第四十二条とする。

第三十五条の二第一項中「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、同条第三項中「第十六条」を「第十八条」に、「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条第五項中「第十九条」を「第二十二条」に改め、同条第六項中「第二十三条第一項及び」を「第二十七条第一項及び」に、「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十三条第五項中」を「第二十七条第五項中」に、「第三十五条の二第六項」を「第

四十一条第六項」に、「第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号」に、「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に、「第二十六条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第五項各号」に改め、同条第九二十七条第一項各号」に、「第二十三条第五項各号」を「第二十七条第五項各号」に改め、同条第九項中「第十五条第二項、第二十二条の二及び第二十七条から第三十四条まで」を「第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条まで」に改め、同条を第四十一条とする。

第四章第二節を同章第三節とする。

第四章第一節中第三十五条を第四十条とする。

第三十四条第一項及び第三項中「第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項」を「第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十三条第一項中「第二十七条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三十三条第一項」を「第三十二条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十二条第一項中「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第三十四条」を「第三十九条」に、「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」を「第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条中「第二十七条第三項、第二十八条第三項」を「第三十二条第三項、第三十三条第三項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条第一項中「第十六条若しくは第十六条の二」を「第十八条若しくは第十九条」に、「第十七条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項又は第二十四条」を「第二十七条第一項又は第二十八条」に改め、同条第五項中「第二十二条の二第一項本文」を「第二十六条第一項本文」に改め、同条を第三十五条とし、第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条第五項中「第二十五条第一項及び第二十六条第三項」を「第二十九条第一項及び第三十条第三項」に、「第三十二条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十七条第一項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第二十一条第四項第一号」に改め、同項第三号中「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」を「第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項」に、「第三十三条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第二十一条第四項第一号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十六条の二第一項中「（個人関連情報データベース等（個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）」を削り、「限る。以下」を「限る。以下この章及び第六章において」に、「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、同条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十六条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、同条を第三十条とする。

第二十五条第一項中「第二条第五項各号」を「第十六条第二項各号」に、「第二十六条の二第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一項中「以下同じ」を「以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ」に、「第二十六条の二第一項第二号」を「同号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項に次の三号を加える。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第二十三条第二項ただし書中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第一号中「第二十六条第一項第一号及び第二十七条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条の二第一項ただし書中「他の個人情報取扱事業者」の下に「又は行政機関等」を加え、同条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とし、第十八条から第二十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第十七条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第七十六条第一項各号」を「学術研究機関等、第五十七条第一項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

第十七条を第二十条とし、第十六条の二を第十九条とする。

第十六条第三項に次の二号を加える。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第四章第一節の節名中「個人情報取扱事業者等」を「個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者」に改め、同節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　総則

（定義）

第十六条　この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

２　この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等

四　地方独立行政法人

３　この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

４　この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

５　この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

６　この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

７　この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

８　この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第三章第四節中第十四条を第十五条とする。

第三章第三節中第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第三章第二節中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国の機関等が保有する個人情報の保護）

第八条　国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第四十七条第一項中「個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）」を「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この節において」を加え、「第五十二条」を「第五十三条」に改める。

第四十八条第二号及び第三号ロ中「第五十八条第一項」を「第百五十二条第一項」に改める。

第五十六条を削り、第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条第一項中「以下」の下に「この節及び第六章において」を加え、同条を第五十四条とし、第五十二条を第五十三条とする。

第五十一条第一項中「第五十三条第四項」を「第五十四条第四項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「以下」の下に「この節及び第六章において」を加え、同条を第五十一条とする。

第四十九条の二第一項中「第五十八条第一項第五号」を「第百五十二条第一項第五号」に改め、同条を第五十条とする。

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

（適用除外）

第五十七条　個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）　報道の用に供する目的

二　著述を業として行う者　著述の用に供する目的

三　宗教団体　宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

四　政治団体　政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

２　前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

３　第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（適用の特例）

第五十八条　個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち別表第二に掲げる法人については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

２　独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。）の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

第四章第六節を削り、第五十七条の前に次の節名を付する。

第六節　雑則

第八十八条第一号中「第二十六条第二項（第二十六条の二第三項」を「第三十条第二項（第三十一条第三項」に、「第五十五条」を「第五十六条」に改め、同条第二号中「第五十条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

第八十八条を第百八十条とする。

第八十七条第一項第一号中「第八十三条及び第八十四条」を「第百七十三条及び第百七十四条」に改め、同項第二号中「第八十五条」を「第百七十七条」に改め、同条を第百七十九条とする。

第八十六条中「第八十二条及び第八十四条」を「第百七十一条、第百七十二条及び第百七十四条から第百七十六条まで」に改め、同条を第百七十八条とする。

第八十五条第一号中「第四十条第一項」を「第百四十三条第一項」に改め、同条第二号中「第五十六条」を「第百五十条」に改め、同条を第百七十七条とする。

第八十四条中「第八十七条第一項」を「第百七十九条第一項」に改め、同条を第百七十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百七十五条　第百七十一条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七十六条　行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条中「第四十二条第二項」を「第百四十五条第二項」に改め、同条を第百七十三条とする。

第八十二条中「第七十二条」を「第百四十条」に改め、同条を第百七十二条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第百七十一条　行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百十九条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七章を第八章とする。

第六章中第八十一条を第百七十条とする。

第八十条中「行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）の長」を「行政機関の長（会計検査院長を除く。）」に改め、同条を第百六十九条とし、第七十九条を削り、第七十八条の二を第百六十八条とし、第七十八条を第百六十七条とし、第七十六条及び第七十七条を削る。

第七十五条中「個人情報取扱事業者等」を「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者」に改め、同条を第百六十六条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第七十四条を第百四十二条とし、同条の次に次の三節を加える。

第二節　監督及び監視

第一款　個人情報取扱事業者等の監督

（報告及び立入検査）

第百四十三条　委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百四十八条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第百四十四条　委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第百四十五条　委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2　委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第

二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

（委員会の権限の行使の制限）

第百四十六条　委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2　前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（権限の委任）

第百四十七条　委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十三条第一項、第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十条並びに第百六十一条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2　事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。

3　事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7　証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9　第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第百四十八条　事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第百四十九条　この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一　個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二　個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款　認定個人情報保護団体の監督

（報告の徴収）

第百五十条　委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第百五十一条　委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第百五十二条　委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三　第五十五条の規定に違反したとき。

四　前条の命令に従わないとき。

五　不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2　委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款　行政機関等の監視

（資料の提出の要求及び実地調査）

第百五十三条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

（指導及び助言）

第百五十四条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第百五十五条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

（勧告に基づいてとった措置についての報告の要求）

第百五十六条　委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（委員会の権限の行使の制限）

第百五十七条　第百四十六条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節　送達

（送達すべき書類）

第百五十八条　第百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十五条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十条の規定による報告の徴収、第百五十一条の規定による命令又は第百五十二条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2　第百四十五条第二項若しくは第三項若しくは第百五十一条の規定による命令又は第百五十二条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第百五十九条　前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第百六十条　委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

三　前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2　公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4　外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第百六十一条　委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であって第百五十八条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節　雑則

（施行の状況の公表）

第百六十二条　委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2　委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（国会に対する報告）

第百六十三条　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（案内所の整備）

第百六十四条　委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（地方公共団体が処理する事務）

第百六十五条　この法律に規定する委員会の権限及び第百四十七条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七十三条を第百四十一条とし、第六十九条から第七十二条までを六十八条ずつ繰り下げる。

第六十八条第四項中「第六十五条第四号」を「第百三十三条第四号」に改め、同条を第百三十六条とし、第六十七条を第百三十五条とし、第六十四条から第六十六条までを六十八条ずつ繰り下げる。

第六十三条第四項中「特定個人情報が利用される」を削り、同条を第百三十一条とし、第六十二条を第百三十条とする。

第六十一条第二号中「、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い」を削り、「並びに個人情報取扱事業者及び」を「、個人情報取扱事業者及び」に、「に関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関」を「並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等」に、「同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）」を「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報」に改め、「、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督」を削り、同条第四号中「。第六十三条第四項において同じ」を削り、同条を第百二十九条とする。

第六十条中「委員会は、」の下に「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに」を加え、同条を第百二十八条とし、第五十九条を第百二十七条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節　設置等

第五章を第六章とする。

第五十八条の次に次の一条及び一章を加える。

（学術研究機関等の責務）

第五十九条　個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章　行政機関等の義務等

第一節　総則

（定義）

第六十条　この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平

成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2　この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3　この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一　第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二　行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長又は独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条又は独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ　行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項又は独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三　行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十四条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4　この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

第二節　行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第六十二条　行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三　利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条　行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百六十九条において同じ。）及び独立行政法人等（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六十四条　行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第六十五条　行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第六十六条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一　行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者　当該委託を受けた業務

二　別表第二に掲げる法人　法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

三　独立行政法人労働者健康安全機構　病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四　前三号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条　個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十一条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第六十八条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

２　前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二　当該保有個人情報に第七十八条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十条　行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第七十一条　行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

２　行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

３　行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条　行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十六条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

２　行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

４　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

５　前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節　個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　個人情報ファイルの名称

二　当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三　個人情報ファイルの利用目的
四　個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
五　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
六　記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
七　記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
八　次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
九　第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
十　第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
十一　その他政令で定める事項

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
一　国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
二　犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
三　当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
四　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
五　前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
六　一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
七　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
八　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
九　本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
十　第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
十一　第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3　行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
一　前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
二　前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
三　前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3　第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四節　開示、訂正及び利用停止

第一款　開示

（開示請求権）

第七十六条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十五条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第七十七条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
一　開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
二　開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3　行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
一　開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四　行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　行政機関の長が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第七十九条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

２　開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

２　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条　開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この条の規定を適用する旨及びその理由

二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第八十五条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百六条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

３　行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

２　行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

３　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

４　前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条　行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第八十九条　行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

３　独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

４　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

５　独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款　訂正

（訂正請求権）

第九十条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二　開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○

2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第百二十五条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第九十一条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三　訂正請求の趣旨及び理由

2　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3　行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第九十二条　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第九十三条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第九十四条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第九十五条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この条の規定を適用する旨及びその理由

二　訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第九十六条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第九十七条　行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款　利用停止

（利用停止請求権）

第九十八条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一　第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二　第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第百二十五条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第九十九条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一　利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三　利用停止請求の趣旨及び理由

2　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3　行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

○

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条　行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第百二条　前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第百三条　行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この条の規定を適用する旨及びその理由

二　利用停止決定等をする期限

第四款　審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百四条　行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

２　行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百六条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第百五条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合

二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

２　前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）

二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第百六条　第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

２　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五節　行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第百七条　行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

２　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一　法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

二　保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

３　第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

４　前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百八条　行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百八条各号」とする。

一　第百十条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二　第百十条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第百九条　行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第百十条　前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

２　前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一　提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二　提案に係る個人情報ファイルの名称

三　提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四　前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十四条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五　提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六　提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七　提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八　前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

３　前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一　第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

（欠格事由）

第百十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一　未成年者

二　心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五　第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六　法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第百十二条　行政機関の長等は、第百十条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　第百十条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二　第百十条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三　第百十条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十四条第一項の基準に適合するものであること。

四　第百十条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五　第百十条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六　第百十条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七　前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

２　行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二　前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

３　行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第百十三条　前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第百十四条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

２　前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十五条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百八条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百八条各号」とあるのは、「、第百八条各号並びに第百十五条各号」とする。

一　行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二　次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三　次条第一項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第百十六条　前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2　第百十条第二項及び第三項並びに第百十一条から第百十三条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十四条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十二条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

（手数料）

第百十七条　第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2　前条第二項において準用する第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3　第百十三条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

4　前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

5　独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第百十八条　行政機関の長等は、第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一　偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二　第百十一条各号（第百十六条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三　当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第百十九条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百七条第四項に規定する削除情報及び第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3　前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第百二十条　行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第百二十一条　行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2　行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3　行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4　前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節　雑則

（適用除外等）

第百二十二条　第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

2　保有個人情報（行政機関情報公開法第五条又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第百二十三条　独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第三号及び第四号（同項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十五条を除く。）の規定、第百七十一条及び第百七十五条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第三号及び第四号（同項第三号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第百七十六条の規定は、適用しない。

２　別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十五条及び次章から第八章まで（第百七十一条、第百七十五条及び第百七十六条を除く。）の規定を適用する。

３　別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第百二十四条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第百二十五条　行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百十条第一項若しくは第百十六条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第百二十六条　行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条、第五十八条、第六十六条、第百二十三条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
放送大学学園	放送大学学園法

第五十一条　個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　審査請求（第百四条―第百六条）」を「第四款　審査請求（第百四条―第百七条）　第五款　条例との関係（第百八条）」に、「第百七条―第百二十一条」を「第百九条―第百二十三条」に、「第百二十二条―第百二十六条」を「第百二十四条―第百二十九条」に、「第百二十七条―第百四十二条」を「第百三十条―第百四十五条」に、「第百四十三条―第百四十九条」を「第百四十六条―第百五十二条」に、「第百五十条―第百五十二条」を「第百五十三条―第百五十五条」に、「第百五十三条―第百五十七条」を「第百五十六条―第百六十条」に、「第百五十八条―第百六十一条」を「第百六十一条―第百六十四条」に、「第百六十二条―第百六十五条」を「第百六十五条―第百七十条」に、「第百六十六条―第百七十条」を「第百七十一条―第百七十五条」に、「第百七十一条―第百八十条」を「第百七十六条―第百八十五条」に改める。

第二条第十一項第二号中「第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第百十七条第三項から第五項まで並びに第百二十三条第二項」を「第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

第二条第十一項に次の一号を加える。

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）

第四条中「国の機関」の下に「、地方公共団体の機関」を、「独立行政法人等」の下に「、地方独立行政法人」を加える。

第五条中「のっとり」の下に「、国の施策との整合性に配慮しつつ」を、「応じて、」の下に「地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による」を加える。

第九条中「提供、」の下に「地方公共団体又は」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

２　国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の見出し中「地方公共団体等」を「地方公共団体の機関等」に改め、同条第一項中「保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その」を「機関が」に、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改め、同条第二項中「、その性格及び業務内容に応じ」を削り、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第十八条第三項第一号中「法令」の下に「（条例を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第四十五条中「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改める。

第四十八条第二号及び第三号ロ中「第百五十二条第一項」を「第百五十五条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第百五十二条第一項第五号」を「第百五十五条第一項第五号」に改める。

第五十八条第一項中「別表第二に掲げる法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　別表第二に掲げる法人

二　地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

第五十八条第二項中「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。）の運営の」を「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　地方公共団体の機関　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二　独立行政法人労働者健康安全機構　病院の運営

第六十条第一項中「にあっては」を「及び地方独立行政法人にあっては」に改め、同項ただし書中「又は法人文書」を「、法人文書」に改め、」をいう。）」の下に「又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）」を加え、同条第三項中「含む。）又は」を「含む。以下この項において同じ。）」に、「含む。）が」を「含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が」に改め、同項第二号中「行政機関の長又は」を「行政機関の長」に、「に対し」を「、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し」に、「行政機関情報公開法第三条又は」を「行政機関情報公開法第三条」に、「の規定による」を「又は情報公開条例の規定による」に改め、同号ロ中「第二項又は」を「第二項」に、「の規定」を「又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定」に改め、同項第三号中「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改める。

第六十条に次の一項を加える。

５　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十一条第一項中「法令」の下に「（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）」を加える。

第六十三条中「第百六十九条」を「第百七十四条」に、「及び独立行政法人等」を「、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

第六十六条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「独立行政法人労働者健康安全機構」を「第五十八条第二項各号に掲げる者」に、「病院の運営の」を「同項各号に定める」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

第六十七条中「第百七十一条」を「第百七十六条」に改める。

第六十八条第二項第二号中「第七十八条各号」を「第七十八条第一項各号」に改める。

第六十九条第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三条第一項中「第百二十六条」を「第百二十八条」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。

4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第七十六条第二項中「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第七十八条第五号中「行政機関の長が開示決定等」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等」に、「行政機関の長が認める」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める」に改め、同条第七号イ中「独立行政法人等」の下に「、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」を加え、同号ロ中「独立行政法人等」の下に「、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人」を加える。

第七十八条に次の一項を加える。

2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

第七十九条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第八十六条第一項中「第百六条第一項」を「第百七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十八条第二号ロ又は同条第三号ただし書」を「第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書」に改める。

第八十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第八十九条に次の三項を加える。

7　地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9　地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第九十条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第九十八条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第百四条第一項中「行政機関の長等」の下に「（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第百六条第二項」を「第百七条第二項」に改める。

第百五条第二項第一号中「次条第一項第二号」を「第百七条第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

第百八十条を第百八十五条とする。

第百七十九条第一項第一号中「第百七十三条及び第百七十四条」を「第百七十八条及び第百七十九条」に改め、同項第二号中「第百七十七条」を「第百八十二条」に改め、同条を第百八十四条とする。

第百七十八条中「第百七十一条、第百七十二条及び第百七十四条から第百七十六条まで」を「第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条まで」に改め、同条を第百八十三条とする。

第百七十七条第一号中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条第二号中「第百五十条」を「第百五十三条」に改め、同条を第百八十二条とし、第百七十六条を第百八十一条とする。

第百七十五条中「第百七十一条」を「第百七十六条」に改め、同条を第百八十条とする。

第百七十四条中「第百七十九条第一項」を「第百八十四条第一項」に改め、同条を第百七十九条とする。

第百七十三条中「第百四十五条第二項」を「第百四十八条第二項」に改め、同条を第百七十八条とする。

第百七十二条中「第百四十条」を「第百四十三条」に改め、同条を第百七十七条とする。

第百七十一条中「第百十九条第三項」を「第百二十一条第三項」に改め、同条を第百七十六条とする。

第七章中第百七十条を第百七十五条とし、第百六十六条から第百六十九条までを五条ずつ繰り下げる。

第百六十五条中「第百四十七条第一項」を「第百五十条第一項」に改め、第六章第四節中同条を第百七十条とする。

第百六十四条を第百六十九条とし、第百六十三条を第百六十八条とし、第百六十二条を第百六十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条　地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2　委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条　地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2　委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

３　前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

第百六十一条中「第百五十八条」を「第百六十一条」に、「第百五十九条」を「第百六十二条」に改め、第六章第三節中同条を第百六十四条とし、第百六十条を第百六十三条とし、第百五十九条を第百六十二条とする。

第百五十八条第一項中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百四十五条第一項」を「第百四十八条第一項」に、「第百五十条」を「第百五十三条」に、「第百五十一条」を「第百五十四条」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条第二項中「第百四十五条第二項」を「第百四十八条第二項」に、「第百五十一条」を「第百五十四条」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十七条中「第百四十六条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、第六章第二節第三款中同条を第百六十条とし、第百五十六条を第百五十九条とし、第百五十三条から第百五十五条までを三条ずつ繰り下げ、同節第二款中第百五十二条を第百五十五条とし、第百五十一条を第百五十四条とし、第百五十条を第百五十三条とし、同節第一款中第百四十九条を第百五十二条とし、第百四十八条を第百五十一条とする。

第百四十七条第一項中「第百四十五条第一項」を「第百四十八条第一項」に、「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百五十九条」を「第百六十二条」に、「第百六十一条」を「第百六十三条並びに第百六十四条」に改め、同条を第百五十条とし、第百四十六条を第百四十九条とし、第百四十五条を第百四十八条とし、第百四十四条を第百四十七条とする。

第百四十三条第一項中「第百四十八条」を「第百五十一条」に改め、同条を第百四十六条とし、第六章第一節中第百四十二条を第百四十五条とし、第百三十七条から第百四十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第百三十六条第四項中「第百三十三条第四号」を「第百三十六条第四号」に改め、同条を第百三十九条とし、第百三十五条を第百三十八条とし、第百三十二条から第百三十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第百三十一条第四項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第百三十四条とし、第百三十条を第百三十三条とし、第百二十七条から第百二十九条までを三条ずつ繰り下げ、第百二十六条を第百二十八条とし、第五章第六節中同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第百二十九条　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第百二十五条中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に、「第百十六条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条を第百二十七条とし、第百二十四条を第百二十六条とする。

第百二十三条第一項中「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の」を「第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に、「（第三号及び第四号（同項第三号）を「（第四号及び第五号（同項第四号）に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に、「第百七十一条及び第百七十五条」を「第百七十六条及び第百八十条」に、「第六十六条第二項第三号及び第四号（同項第三号）」を「第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号）」に、「第百七十六条」を「第百八十一条」に改め、同条第二項中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に、「独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いと」を「同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれ」に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に、「第百七十一条、第百七十五条及び第百七十六条」を「第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条」に改め、同条第三項中「別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の」を「第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める」に改め、同条を第百二十五条とする。

第百二十二条第二項中「又は独立行政法人等情報公開法第五条」を「、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例」に改め、同条を第百二十四条とし、第五章第五節中第百二十一条を第百二十三条とし、第百二十条を第百二十二条とする。

第百十九条第二項中「第百七条第四項」を「第百九条第四項」に、「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同条を第百二十一条とする。

第百十八条中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、同条第二号中「第百十一条各号」を「第百十三条各号」に、「第百十六条第二項」を「第百十八条第二項」に改め、同条を第百二十条とする。

第百十七条第一項及び第二項中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、「含む。」の下に「第八項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

４　前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第百十七条に次の三項を加える。

８　第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

９　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10　地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第百十七条を第百十九条とする。

第百十六条第一項中「第百十三条」を「第百十五条」に改め、同条第二項中「第百十条第二項及び」を「第百十二条第二項及び」に、「第百十一条から第百十三条まで」を「第百十三条から第百十五条まで」に、「第百十条第二項中」を「第百十二条第二項中」に、「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に、「第百十二条第一項」を「第百十四条第一項」に改め、同条を第百十八条とする。

第百十五条中「第百八条の」を「第百十条の」に、「第百八条各号」を「第百十条各号」に、「第百十五条各号」を「第百十七条各号」に改め、同条を第百十七条とし、第百十四条を第百十六条とし、第百十三条を第百十五条とする。

第百十二条第一項中「、第百十条第一項」を「、第百十二条第一項」に改め、同項第一号中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、同項第二号中「第百十条第二項第三号」を「第百十二条第二項第三号」に改め、同項第三号中「第百十条第二項第三号」を「第百十二条第二項第三号」に改め、同項第四号中「第百十条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同項第五号中「第百十条第二項第六号」を「第百十二条第二項第六号」に改め、同項第六号中「第百十条第二項第五号」を「第百十二条第二項第五号」に改め、同条第二項及び第三項中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、同条を第百十四条とする。

第百十一条第五号中「第百十八条」を「第百二十条」に改め、同条を第百十三条とする。

第百十条第二項第四号中「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同条を第百十二条とし、第百九条を第百十一条とする。

第百八条中「第百八条各号」を「第百十条各号」に改め、同条第一号及び第二号中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、同条を第百十条とし、第百七条を第百九条とする。

第百六条第二項中「政令」の下に「（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）」を加え、第五章第四節第四款中同条を第百七条とし、同款の次に次の一款を加える。

第五款　条例との関係

第百八条　この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第百五条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百六条　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

２　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
第十一条第二項	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項、第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条及び第四十条第一項及びこれに関する第二項	審理員	審査庁

第二十五条第七項

執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき

審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに

第二十九条第一項

審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに

審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては

第二十九条第二項

審理員は

提出を求める

提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する

第二十九条第五項

審理員は

提出があったとき

審査庁は、第二項の規定により提出があったとき、又は弁明書を作成したとき

第三十条第三項

参加人及び処分庁等

参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）

審査請求人及び処分庁等

審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）

第三十一条第二項

審理関係人

審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）

第四十一条第三項

審理員が

審査庁が

終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件の物件のうち政令で定めるものをいう。）を審査庁に提出する。予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

終結した旨を通知するものとする

第四十四条

行政不服審査会等

第八十一条第一項又は第二項の機関

受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては第三号に規定する議を経たときは同項第二号又は第三号に規定する場合にあっては第三号に該当する場合を除く。）は、審査請求人が提出されたときは、同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）

受けたとき

第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

附則第七条を次のように改める。

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

第七条　都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

別表第二中「、第六十六条、第百二十三条」を削る。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第五十二条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百五十七条第一項、第百六十二条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項中「、政令で定めるところにより」を削る。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正）

第五十三条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

３　金融機関は、第一項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十四条において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を送付したものとみなす。

４　第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合において、申請人が現に利用する電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）が知れないときその他同項の規定により第一項の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができないときとして主務省令で定めるときは、金融機関において当該書面に記載すべき内容を書面に出力し、これを保管し、かつ、第二項に規定する措置をとることをもって第一項の規定による送付に代えることができる。

第三十四条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。」を削る。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第五十四条　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第八号中「第三十二条の十第三項」を「第三十二条の十第四項」に改める。

第二十二条第一項第五号中「第三十二条の十第四項」を「第三十二条の十第五項」に改める。

第二十五条第三項中「交付」の下に「（同条第三項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。）」を加える。

第三十二条の九中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一条第三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第三十二条の十第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第六十一条に次の一項を加える。

３　独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、当該書面を交付したものとみなす。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条・第十八条」を「第十六条の二―第十八条の二」に、「機構処理事務」を「機構処理事務等」に、「第三十八条の七」を「第三十八条の十三」に改める。

第二条第十四項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「又は第八号」を「又は第九号」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第十四条第二項中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改める。

第三章中第十七条の前に次の一条を加える。

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二　機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

２　機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

第十七条第一項中「その者の」を「前条第一項の」に、「前条の」を「その者が本人であることを確認するための措置として」に改め、同条第四項中「第七項」の下に「並びに第十八条の二第三項」を加える。

第三章中第十八条の次に次の一条を加える。

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第十八条の二　機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

２　機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

３　機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第十九条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条中第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

第二十一条第二項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改め、同条第五項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改め、同条第六項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十六条の見出し中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改め、同条中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十八条第一項第五号中「第三十八条の三」の下に「、第三十八条の三の二第二項」を加え、同条第六項中「第十九条第七号若しくは第八号」を「第十九条第八号若しくは第九号」に改める。

第二十九条中「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第三十一条第一項の表第三十五条の項、同条第二項の表第三十五条の項、同条第三項の表第三十五条の項及び同条第四項の表第三十五条の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第三十六条中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第六章の二の章名中「機構処理事務」を「機構処理事務等」に改める。

第三十八条の三第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（機構の役職員等の秘密保持義務）

第三十八条の三の二　機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあった者は、機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第六章の二中第三十八条の七の次に次の六条を加える。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三十八条の八　主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

二　個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項

三　個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四　その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第三十八条の九　機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

３　主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

４　機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第三十八条の十　機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第三十八条の十一　機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度がいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

２　機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

３　第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

４　主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

5　機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

6　主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7　主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8　主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかったときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十八条の十二　国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

第四十五条の二第一項中「第十九条第七号又は第八号の規定により」を「第十九条第八号又は第九号の規定により」に改める。

第五十二条の二を第五十二条の三とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二　第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十六条中「第五十二条の二」を「第五十二条の三」に改める。

別表第一の七の項中「里親の認定」の下に「、児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表の十三の項を次のように改める。

十三　削除	

別表第一の三十三の二の項の次に次のように加える。

三十三の三　都道府県知事	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の三十四の項中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、同表の五十四の項中「又は」を「若しくは」に、「補償に」を「補償又は福祉事業の実施に」に改め、同表の八十二の項を次のように改める。

八十二　削除	

別表第二の十の項第四欄中「児童福祉法による」の下に「児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは」を加え、同表の二十一の項を次のように改める。

二十一　削除		

別表第二の二十七の項中

都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの

を

法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	住民票関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

に改める。

別表第二の百二の項の次に次のように加える。

百二の二　市町村長	市町村長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の百八の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の百十三の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

「

都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

」

に改める。

第五十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一中九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える。

百三十一　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中九十七の項を百二十九の項とし、九十四の項から九十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、九十三の二の項を百二十五の項とし、九十三の項を百二十四の項とし、九十の項から九十二の項までを三十一項ずつ繰り下げ、八十九の項を削り、八十八の項を百二十の項とし、八十三の項から八十七の項までを三十二項ずつ繰り下げ、八十二の項を削り、八十一の項を百十四の項とし、八十の項を百十三の項とし、七十九の項を削り、七十八の項を百十二の項とし、六十九の項から七十七の項までを三十四項ずつ繰り下げ、六十八の項を九十九の項とし、同項の次に次のように加える。

百　都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
百一　厚生労働大臣	精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
百二　厚生労働大臣	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中六十七の項を九十八の項とし、六十二の項から六十六の項までを三十一項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十二の項とし、六十一の項を八十九の項とし、同項の次に次のように加える。

九十　厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十一　厚生労働大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の六十の項を同表の八十五の項とし、同項の次に次のように加える。

八十六　厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十七　厚生労働大臣	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十八　厚生労働大臣	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中五十九の項を八十四の項とし、五十八の項を八十三の項とし、五十七の項を八十二の項とし、五十六の二の項を八十一の項とし、五十六の項を八十の項とし、五十五の二の項を七十八の項とし、同項の次に次のように加える。

七十九　厚生労働大臣	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の五十五の項を同表の七十五の項とし、同項の次に次のように加える。

七十六　全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十七　厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中五十四の項を七十四の項とし、四十九の項から五十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、四十八の項を六十七の項とし、同項の次に次のように加える。

六十八　厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中四十七の項を六十六の項とし、三十九の項から四十六の項までを十九項ずつ繰り下げ、三十八の二の項を五十七の項とし、三十八の項を五十六の項とし、三十七の項を五十五の項とし、三十六の二の項を五十四の項とし、三十六の項を五十二の項とし、同項の次に次のように加える。

五十三　厚生労働大臣	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中三十五の項を五十一の項とし、三十四の項を五十の項とし、三十三の三の項を四十九の項とし、三十三の二の項を四十八の項とし、三十三の項を四十七の項とし、三十二の項を四十六の項とし、三十一の項を四十五の項とし、三十の二の項を四十四の項とし、三十の項を四十三の項とし、二十九の項を四十二の項とし、二十八の項を四十一の項とし、二十七の項を三十九の項とし、同項の次に次のように加える。

四十　厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の二十六の項を同表の三十七の項とし、同項の次に次のように加える。

三十八　厚生労働大臣	歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。

二十八	厚生労働大臣	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十九	国税審議会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士試験の執行に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十	日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十一	国税庁長官	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中十八の項を二十六の項とし、十四の項から十七の項までを八項ずつ繰り下げ、十三の項を削り、十二の項を二十一の項とし、十一の項を二十の項とし、十の項を十四の項とし、同項の次に次のように加える。

十五	厚生労働大臣	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十六	厚生労働大臣	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七	厚生労働大臣	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十八	都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九	厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の九の項を同表の十の項とし、同項の次に次のように加える。

十一	厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十二	都道府県知事	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十三	厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の八の項を同表の九の項とし、同表の七の項中「判定」の下に「、保育士の登録」を加え、同項を同表の八の項とし、同表の六の二の項を同表の七の項とする。

別表第二中百二十の項を百五十の項とし、百十六の項から百十九の項までを三十項ずつ繰り下げ、百十五の二の項を百四十五の項とし、百十五の項を百四十四の項とし、百三の項から百十四の項までを二十九項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十一の項とし、百二の項を百三十の項とし、九十六の項から百一の項までを二十八項ずつ繰り下げ、九十五の項を百二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十一	厚生労働大臣	精神保健福祉士法による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
百二十三	厚生労働大臣	言語聴覚士法による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の九十四の項を同表の百十九の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十	都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二中九十三の項を百十八の項とし、八十六の項から九十二の項までを二十五項ずつ繰り下げ、八十五の二の項を百十の項とし、八十五の項を百五の項とし、同項の次に次のように加える。

百六	厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
百七	厚生労働大臣	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
百八	厚生労働大臣	義肢装具士法による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
百九	厚生労働大臣	救急救命士法による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二中八十四の項を百四の項とし、七十四の項から八十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、七十三の項を九十の項とし、同項の次に次のように加える。

九十一	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十二	厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十三	厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	義肢装具士法による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	救急救命士法による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二中七十二の項を八十九の項とし、七十一の項を八十八の項とし、七十の項を八十七の項とし、六十九の二の項を八十六の項とし、六十九の項を八十四の項とし、同項の次に次のように加える。

八十五　厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中六十八の項を八十三の項とし、五十七の項から六十七の項までを十五項ずつ繰り下げ、五十六の二の項を七十一の項とし、五十六の項を六十九の項とし、同項の次に次のように加える。

七十　厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中五十五の項を六十八の項とし、三十九の項から五十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十八の項を五十の項とし、同項の次に次のように加える。

五十一　厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の三十七の項を同表の四十八の項とし、同項の次に次のように加える。

四十九　厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十七の項とし、三十二の項から三十四の項までを十二項ずつ繰り下げ、三十一の項を四十一の項とし、同項の次に次のように加える。

四十二　厚生労働大臣	診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
四十三　日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中三十の項を四十の項とし、二十二の項から二十九の項までを十項ずつ繰り下げ、二十一の項を削り、二十の項を三十一の項とし、十九の項を二十五の項とし、同項の次に次のように加える。

二十六　厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十七　厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八　厚生労働大臣	保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九　都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
三十　厚生労働大臣	歯科衛生士法による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中十八の項を二十四の項とし、十七の項を二十三の項とし、十六の三の項を二十二の項とし、十六の二の項を二十一の項とし、十六の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八　厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
十九　都道府県知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十　厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中十五の項を十六の項とし、九の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九　都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二に次のように加える。

百五十一　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第五十七条　地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「は、」の下に「国及び」を、「もって」の下に「情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、」を加える。

第五条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）」に改める。

第八条第二項中「及び第二号」を「、第二号」に、「各同数」を「及び第三号に掲げる委員各同数」に改め、同項第二号中「から」の下に「主務大臣と」を加え、「がそれぞれ又は」を「とが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　主務大臣又はその指名する職員

第八条第三項中「六人」を「九人」に改め、同条第六項中「委員は、」を「委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第二号に掲げる委員が」に、「又は」を「若しくは」に、「その」を「それぞれその」に改める。

第十三条第一項中「代表者会議が」の下に「主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第三項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条第二項中「又は理事長は、それぞれ」を「は、」に改め、「ときは」の下に「、主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第四項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

第三十九条第三号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。

附則第九条の次に次の二条を加える。

（デジタル基盤改革支援基金）

第九条の二　機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一　第二十二条第八号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ　クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ　地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する支援

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

２　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

３　機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

４　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

５　機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第九条の三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、基金に係る業務として機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「地方公共団体情報システム機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「地方公共団体情報システム機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「地方公共団体情報システム機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「地方公共団体情報システム機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正）

第五十八条　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

４　第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十九条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百七十六条の二第一項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百七十六条の二第一項	基金（第百十一条第一項若しくは含む。）又は連合会	基金（含む。）
	署名押印した	記名した

附則第三十八条第二項の表第百七十六条の二第一項の項を次のように改める。

第百七十六条の二第一項	基金（第百十一条第一項若しくは百四十四条第三項の規定により基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定により基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会	連合会
	署名押印した	記名した

（行政不服審査法の一部改正）

第六十条　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「確認し、陳述人に押印させなければ」を「確認しなければ」に改める。

（公認心理師法の一部改正）

第六十一条　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

２　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

３　前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十七条第一項中「、第三十三条及び」を「及び第二項、第三十三条並びに」に、「第三十三条中」を「第二項並びに第三十三条中」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録（変更の登録を含む。）」に、「公認心理師の登録」を「当該登録」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定　公布の日

二　附則第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。）の規定　戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

三　附則第七条第三項の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五　附則第三十七条の規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

六　附則第八条第二項及び第九条第三項の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七　第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八　第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る。）の規定　戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九　附則第十七条及び第四十一条の規定　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十　第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条　次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。）第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報（以下この条において「旧行政機関個人情報」という。）若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等（以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。）又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。）若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等（以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一　前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関（以下この条において「旧行政機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二　前条の規定の施行前において旧行政機関から旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

三　前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下この条において「旧独立行政法人等」という。）の役員若しくは職員である者又は前条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

四　前条の規定の施行前において旧独立行政法人等から旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2　前条の規定の施行の日（次項及び第七項において「附則第二条施行日」という。）前に旧行政機関個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3　附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項の提案がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

4　第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条及び附則第七条において「第五十条改正後個人情報保護法」という。）第百十一条の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられた者は第五十条改正後個人情報保護法の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十四又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者は第五十条改正後個人情報保護法第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除された者と、それぞれみなす。

5　第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第一項の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報は第五十条改正後個人情報保護法第百十五条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の九（旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の九（旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保護法第百十三条（第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と、それぞれみなす。

6　第五十条改正後個人情報保護法第百十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報は、第五十条改正後個人情報保護法第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報とみなす。

7　附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により個人情報保護委員会又は総務大臣がした又はすべき処分その他の行為は、附則第二条施行日以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした又はすべき処分その他の行為とみなす。

8　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定の施行の際現に旧行政機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者

二　第一項第二号に掲げる者

9　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等の役員若しくは職員である者又は同条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員であった者

二　第一項第四号に掲げる者

10　第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

11　第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12　第八項から前項までの規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の民法（次項において「新民法」という。）第四百八十六条第二項の規定は、施行日以後にされる同項の規定による受取証書の内容を記録した電磁的記録の提供の請求について適用する。

2　新民法第九百八十四条後段の規定は、施行日以後にされる同条前段の規定による公正証書遺言又は秘密証書遺言について適用し、施行日前にされた第一条の規定による改正前の民法第九百八十四条の規定による公正証書遺言又は秘密証書遺言については、なお従前の例による。

（第三十五条の規定の施行に伴う経過措置）

第五条　第三十五条の規定による改正後の借地借家法（以下この条において「新借地借家法」という。）第二十二条第二項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第二十二条第一項前段の特約について適用する。

2　新借地借家法第三十八条第二項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

3　新借地借家法第三十九条第三項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第三十九条第一項の特約について適用する。

（第四十四条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条　第四十四条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この条において「新高齢者居住法」という。）第五十二条第二項の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる新高齢者居住法第五十二条第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

2　新高齢者居住法第五十四条及び第五十七条の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる建物の賃貸借について適用し、同日前にされた建物の賃貸借については、なお従前の例による。

（第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

第七条　第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対し された本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2　第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

3　第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4　第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5　第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

6　第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

7　第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

8　第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。

9　第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

10　第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

11　第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

12　第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13　第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

14　第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条　国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

2　第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条　第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2　第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

3　第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4　第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5　第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

6　第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

7　第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

8　第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。

9　第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

10　第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

11　第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

12　第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13　第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（第五十一条と条例との関係）

第十条　地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（第五十五条の規定の施行に伴う経過措置）

第十一条　地方公共団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条の十に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（第五十七条の規定の施行に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に第五十七条の規定による改正前の地方公共団体情報システム機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第八条第二項第二号に掲げる委員である者は、施行日に、第五十七条の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法（次項において「新機構法」という。）第八条第二項第三号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第八条第二項第二号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事であるものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新機構法第十四条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

（第五十八条の規定の施行に伴う経過措置）

第十三条　第五十八条の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第四項の規定は、第五十八条の規定の施行の日以後にされる同条の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約について適用する。

（鉄道抵当法の一部改正）

第十四条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条ノ二第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節」に、「第二条第五項」を「第六十条第一項」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「送信する方法」の下に「その他の厚生労働省令で定める方法」を加える。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十二項

三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十六条第三項

四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第三項

（地方自治法の一部改正）

第十六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）	第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

第十七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「並びに」を「、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、」に、「第七項の」を「第七項並びに第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第十八条　戸籍法の一部を次のように改正する。

第百二十一条の三中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

第百二十九条中「戸籍の」の下に「正本及び」を加え、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（国有財産法の一部改正）

第十九条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二十条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節」に改める。

（漁業法等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十条第三項

二　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条第六項

三　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の四第四項

四　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の二十第五項

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八条の五第二項

六　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十六条第五項

七　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十六条第四項

八　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十三条第四項

九　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十二条第四項

十　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第九項

十一　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚（たな）の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条第六項

十二　電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第六条第二項

十三　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第四十八条第三項

十四　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第五項

十五　種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十三条第三項

十六　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十七条第五項

十七　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第三十一条第四項

（国土調査法の一部改正）

第二十二条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第三項ただし書を削る。

（信用金庫法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

一　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条

二　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条

三　保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条及び第二百十六条

四　資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項

五　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条の改正規定

（租税特別措置法の一部改正）

第二十四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の七第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「送信する方法」の下に「その他の財務省令で定める方法」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十六条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「送信する方法」の下に「その他の主務省令で定める方法」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第二十七条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の見出しを「個人情報の保護に関する法律の適用除外」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第二百二十四条第一項中「（署名用電子証明書」を「（個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十九条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十条の十五第三項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三十条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第八項」に改め、「積立式宅地建物販売業者と」の下に「、同条第八項中「宅地建物取引士に、当該書面」とあるのは「当該書面」と、「提供させる」とあるのは「提供する」と、「当該宅地建物取引士に当該書面を交付させた」とあるのは「当該書面を交付した」と」を加える。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）

第三十一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十四条中「第二条第七項」を「第十六条第四項」に改める。

（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項」を「第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項」に、「同条第三項及び第四項前段」を「同条第四項及び第五項前段」に、「第六十三条第二項、第三項及び第四項前段」を「第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段」に、「第六十三条第四項前段」を「第六十三条第五項前段」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第六項及び区分所有法」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

第五条第三項中「第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項」を「第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項」に、「同条第三項及び第四項前段」を「同条第四項及び第五項前段」に、「第六十三条第二項、第三項及び第四項前段」を「第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段」に、「第六十三条第四項前段」を「第六十三条第五項前段」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に改める。

第九条第九項中「第四項まで、第六項及び第七項」を「第五項まで、第七項及び第八項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十条第三項及び第十一条第三項中「第四項まで、第六項及び第七項」を「第五項まで、第七項及び第八項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第十二条中「第六十一条第十二項」を「第六十一条第十四項」に改める。

第十八条第四項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第六項」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第六項及び区分所有法」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第三十三条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「個人情報の保護に関する法律の適用除外」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十四条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号の二を次のように改める。

一の二　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第三十五条　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「個人情報の保護に関する法律の適用除外」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第三十六条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第二十六条の三第六項」を「第二十六条の三第七項」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第三十七条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十二条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第三項ただし書」に改め、同条第七項中「第三項」を「第三項本文」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第三十八条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第二項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第三十九条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第六号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号の二を次のように改める。

一の二　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第四十一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第七条第三号」を「第七条第一項第三号（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第四十二条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第八条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十七条」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第四十三条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十七号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第四十四条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第三号中「第二十二条前段」を「第二十二条第一項前段」に改める。

第八十一条第八号中「第二十二条前段」を「第二十二条第一項前段」に、「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第百五十五条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

附則第四条第四項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（遺失物法の一部改正）

第四十五条　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第五号中「第二条第四項」を「第十六条第一項」に改める。

（統計法の一部改正）

第四十六条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条を次のように改める。

（個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第五十二条　個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）であって、次に掲げるものについては、同法第五章の規定は、適用しない。

一　基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

二　指定独立行政法人等であって、個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

三　事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報

四　第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

第四十七条　統計法の一部を次のように改正する。

第五十二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　地方公共団体（指定地方公共団体以外の地方公共団体にあっては、当該地方公共団体の統計調査条例（地方公共団体が行う統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この号及び次号において同じ。）に第三十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項、第四十条第一項、第四十一条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第五十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）が行った統計調査に係る調査票情報（当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものを除く。）に含まれる個人情報

三　地方公共団体（当該地方公共団体の統計調査条例に第四十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項、第四十三条、第五十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに第五十九条第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）が行った統計調査に係る調査票情報（当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものに限る。）に含まれる個人情報

（更生保護法の一部改正）

第四十八条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の二第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十五条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十二条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に、「第二条第五項」を「第六十条第一項」に改める。

第四十九条　更生保護法の一部を次のように改正する。

第九十六条の二第一項中「第百二十二条第一項」を「第百二十四条第一項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同条第五項中「（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

（日本年金機構法の一部改正）

第五十一条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項第二号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第二項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改める。

第三十八条第九項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律第六十条第一項」に、「第三十六条第一項各号」を「第九十八条第一項各号」に、「第八条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第十項を削る。

（公文書等の管理に関する法律及び特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第五十二条　次に掲げる法律の規定中「照合する」を「容易に照合する」に改める。

一　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十五条第三項

二　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第十六条第一項

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「行政機関個人情報保護法等」を「個人情報保護法」に改める。

第一条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び」を削る。

第二条第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項」に改め、同条第二項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項」を「個人情報保護法第二条第九項」に改め、同条第三項中「行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」を「個人情報保護法」に改め、「であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの」を削り、同条第四項中「行政機関個人情報保護法第二条第六項」を「個人情報保護法第六十条第二項」に、「行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等」を「行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）」に、「第二条第四項」を「第十六条第一項」に、「行政機関及び独立行政法人等」を「行政機関等」に改める。

第二十三条第二項第一号中「第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条」を「個人情報保護法第七十八条（個人情報保護法第百二十三条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三十一条第四項の規定により読み替えて」を「第三十一条第三項において」に、「独立行政法人等個人情報保護法第十四条」を「個人情報保護法第七十八条」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十八条第五項中「第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項」を「個人情報保護法第七十四条第一項」に改める。

第五章第二節の節名中「行政機関個人情報保護法等」を「個人情報保護法」に改める。

第三十条の見出しを「（個人情報保護法の特例）」に改め、同条第一項中「行政機関が」を「行政機関等（個人情報保護法第百二十三条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第二号に規定する独立行政法人等とみなされる個人情報保護法別表第二に掲げる法人（次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。）を含む。）が」に、「行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条」を「個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条」に、「、行政機関個人情報保護法の」を「、個人情報保護法の」に、「掲げる行政機関個人情報保護法」を「掲げる個人情報保護法」に改め、同項の表読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定の項中「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改め、同表第八条第一項の項の上欄中「第八条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同項の中欄中「利用目的」の下に「以外の目的」を加え、同項の下欄中「利用目的」の下に「以外の目的（独立行政法人等にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的）」を加え、同表第八条第二項の項中「第八条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第八条第二項第一号の項中「第八条第二項第一号」を「第六十九条第二項第一号」に改め、同表第十条第一項及び第三項の項、第十二条第二項の項、第十三条第二項、第二十八条第二項及び第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条第二項の項を削り、同表第二十六条第二項の項中「第二十六条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十条第一項の表第三十六条第一項第一号の項中「第三十六条第一項第一号」を「第九十八条第一項第一号」に、「第八条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同表第三十六条第一項第二号の項中「第三十六条第一項第二号」を「第九十八条第一項第二号」に、「第八条第一項及び第二項」を「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」に改め、同表に次のように加える。

第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号	第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る）若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう）に記録されているとき
第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号	第二十七条第一項又は第二十八条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第二条第五項」を「第十六条第二項」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）」に改め、「及び第二項」の下に「（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」を「第十八条第三項第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表第十六条第一項の項中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同表第十六条第二項の項中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同表第十六条第三項第一号の項中「第十六条第三項第一号」を「第十八条第三項第一号」に改め、同表第十六条第三項第二号の項中「第十六条第三項第二号」を「第十八条第三項第二号」に改め、同表第三十条第三項の項中「第三十条第三項」を「第三十五条第三項」に、「第二十三条第一項又は第二十四条」を「第二十七条第一項又は第二十八条」に改め、同条第三項を同条第二項とする。

第三十一条第一項中「行政機関が」を「行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が」に、「行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定」を「個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定）」に、「、行政機関個人情報保護法の」を「、個人情報保護法の」に、「掲げる行政機関個人情報保護法」を「掲げる個人情報保護法」に改め、同項の表読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定の項中「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改め、同表第八条第一項の項中「第八条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第十条第一項及び第三項の項、第十二条第二項の項、第十三条第二項及び第二十八条第二項の項及び第十四条第一号及び第二十七条第二項の項を削り、同表第二十六条第二項の項中「第二十六条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十一条第一項の表第三十五条の項中「第三十五条」を「第九十七条」に改め、「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、「行政機関の長」を「行政機関の長等」に改め、同条第二項中「行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節」を「個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款」に、「、行政機関個人情報保護法の」を「、個人情報保護法の」に、「掲げる行政機関個人情報保護法」を「掲げる個人情報保護法」に改め、同項の表読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定の項中「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改め、同表第八条第一項の項中「第八条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第十条第一項及び第三項の項、第十二条第二項の項、第十三条第二項及び第二十八条第二項の項並びに第十四条第一号及び第二十七条第二項の項を削り、同表第二十六条第二項の項中「第二十六条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同表第三十五条の項中「第三十五条」を「第九十七条」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「独立行政法人等個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改め、同項の表読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定の項中「独立行政法人等個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改め、同表第九条第一項の項中「第九条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第十二条第二項の項、第十三条第二項及び第二十八条第二項の項及び第十四条第一号及び第二十七条第二項の項を削り、同表第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同表第二十六条第一項の項中「第二十六条第一項」を「第八十九条第三項」に、「開示請求をする」を「独立行政法人等に対し開示請求をする」に改め、同表第三十五条の項中「第三十五条」を「第九十七条」に改め、同条第四項を同条第三項とする。

第三十二条中「、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法」を削り、「第二条第五項」を「第十六条第二項」に改める。

第三十三条中「、行政機関」及び「、独立行政法人等」を削る。

第四十五条の二の見出し中「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改め、同条第一項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改め、同条第五項中「第五号、第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第六号、第十三号及び第十五号から第十七号まで」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改め、同条第六項中「第五号、第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第六号、第十三号及び第十五号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「行政機関個人情報保護法第四章」を「個人情報保護法第五章第四節」に改め、同条第九項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第五十二条の三中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の二第三項」に改める。

第五十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第二十三条第二項第一号中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「第百二十三条第二項」を「第百二十五条第二項」に、「第三号」を「次号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十九条の二中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第三十条第一項中「第百二十三条第二項」を「第百二十五条第二項」に、「第二条第十一項第二号に規定する独立行政法人等」を「第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人」に、「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に改め、同項の表第八十九条第二項の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、「行政機関の長」の下に「及び地方公共団体の機関」を、「政令」の下に「及び条例」を加え、同表第八十九条第四項の項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第八項	定める
	定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十条第一項の表第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項及び第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号の項中「第百二十三条第三項」を「第百二十五条第三項」に改め、同条第二項中「独立行政法人労働者健康安全機構」を「個人情報保護法第五十八条第二項各号に掲げる者」に改め、同項の表第十八条第三項第一号の項中「法令」の下に「(条例を含む。以下この章において同じ。)」を加える。

第三十一条第一項の表第八十九条第二項の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、「行政機関の長」の下に「及び地方公共団体の機関」を、「政令」の下に「及び条例」を加え、同表第八十九条第四項の項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第八項	定める
	定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十一条第一項の表第九十七条の項中「条例事務関係情報照会者」の下に「若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第三十一条第二項の表第八十九条第二項の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「第八十九条第三項から第五項まで」を「第八十九条第四項から第六項まで」に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に改め、「、地方公共団体及び地方独立行政法人」を削り、同項の表第八十九条第三項の項中「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に改め、同表第九十七条の項中「条例事務関係情報照会者」の下に「若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第三十二条を削り、第三十二条の二を第三十二条とする。

第三十三条後段を削る。

（がん登録等の推進に関する法律の一部改正）

第五十五条　がん登録等の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節」に改め、「(条例を含む。)」を削る。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第五十六条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第三十六条」を「第四十三条」に、「第三十七条から第三十九条まで」を「第四十四条から第四十六条まで」に改める。

第三十八条中「、個人情報保護委員会及び総務大臣」を「及び個人情報保護委員会」に改める。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正）

第五十七条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項ただし書を削る。

（法務局における遺言書の保管等に関する法律の一部改正）

第五十八条　法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(個人情報の保護に関する法律の適用除外)」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第五十九条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の改正規定中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十条　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の前に見出しを付する改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項の改正規定を削り、同条の次に一条を加える改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第七条第三号の改正規定中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「」を「掲げる事項」の下に「(」に、「事項」に改め」を「事項)」を加え」に改め、同条に一項を加える改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第九条第二項の次に一項を加える改正規定中「署名利用者検証符号」

を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第十条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に」に、「署名利用者検証符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第十二条第一号の改正規定中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「」を「掲げる事項」の下に「(」に、「事項」に改め」を「事項)」を加え」に改め、同条第二号の改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第十三条の改正規定の次に次のように加える。

第十六条の二第二項中「掲げる事項」の下に「(国外転出者である申請者にあっては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」を加える。

第十六条の六第三号中「掲げる事項」の下に「(国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」を加え、同条に次の一項を加える。

２　国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

第十六条の七中「住民票に」を「住民票（国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に」に改める。

第十六条の十一中「住民票」の下に「(国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)」を加える。

第三条のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条の前に見出しを付する改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「付し」を「付する」に改め、同条第二項の改正規定を削り、同条の次に一条を加える改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同法第二十八条第二項の次に一項を加える改正規定中「利用者証明利用者検証符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同法第二十九条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に」に、「利用者証明利用者検証符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同法第三十一条第二号の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の二第二項中「掲げる事項」の下に「(国外転出者である申請者にあっては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」を加える。

第三条の七中「住民票に」を「住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）に」に改める。

第三条のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十七条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第七十一条の二中「並びに」を「、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、」に、「第七項の」を「第七項並びに第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の」に改める。

第四条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条の改正規定の次に次のように加える。

第十八条の二第三項中「住所地市町村長」の下に「又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を加える。

第四条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第四号及び第四十八条の改正規定中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改める。

附則第一条第十号中「、同条第二項の改正規定」を削り、「及び第十三条」を「、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一」に、「及び第三十一条」を「、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七」に、「並びに同条第三項」を「、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二」に、「番号利用法第十九条第四号」を「番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号」に改める。

（戸籍法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十一条　戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち住民基本台帳法第十九条の二の次に一条を加える改正規定中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

附則第十三条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の改正規定を削る。

附則第十四条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項の次に一項を加える改正規定中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に、「同条第七号又は第八号」を「同条第八号又は第九号」に改め、同法第十九条第十一号の改正規定中「第十九条第十一号」を「第十九条第十二号」に改め、同法第二十八条第一項第五号の改正規定中「第三十八条の三」の下に「、第三十八条の三の二第二項」を加え、同法第四十五条の二第一項の改正規定中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

（戸籍法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六十二条　施行日が戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、同日から施行日の前日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の規定の適用については、同条中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第三項」とする。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六十三条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条のうち、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第三項の改正規定中「、区分所有法第六十三条第五項」を「、同条第五項」に、」を削り、同法第五章を同法第六章とし、同法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八条に係る部分中「第二十八条第五項」を「第二十八条第七項」に改め、同改正規定のうち第百八十条第四項に係る部分中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改め、同改正規定のうち第百八十二条に係る部分を次のように改める。

（議決権及び選挙権）

第百八十二条　組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

２　組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

３　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

４　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

５　第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

６　代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

７　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

８　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（会計検査院法の一部改正）

第六十四条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第一項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六十五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号等」を「個人情報」に改める。

第四条第三項第五十九号の二中「第六十一条」を「第百二十九条」に改める。

第六十六条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十九号の二中「第百二十九条」を「第百三十二条」に改める。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第六十七条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の改正規定中「及び総務大臣」の下に「（第三十八条の八から第三十八条の十一まで及び第三十八条の十三において「主務大臣」という。）」を加える。

附則第五十六条のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第二十八号を同項第二十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「交付」を「発行、交付及び管理」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第六十八条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第三号及び第四号を削る。

（情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正）

第六十九条　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第一項

第二条第四号を削る。

第八条第一項第三号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第百五条第一項」に、「行政機関の長」を「同法第六十三条に規定する行政機関の長等」に改め、同項第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

３　この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第七十八条第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

第七十条　情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第六十三条」を「第百四条第一項」に改め、同条第三項中「第七十八条第四号」を「第七十八条第一項第四号」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条　政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録（第三条―第九条）
第三章　特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置（第十条・第十一条）
第四章　預金保険機構の業務の特例等（第十二条―第十七条）
第五章　雑則（第十八条・第十九条）
第六章　罰則（第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関の長等」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次条第三項第四号において「番号利用法」という。）第二条第十四項に規定する行政機関の長等をいう。

2　この法律において「公的給付の支給等」とは、次に掲げるもののうち、行政機関の長等が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。

一　公的給付（国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）をいう。第十条において同じ。）の支給

二　加入者、事業主その他の国又は地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給

三　資金の貸付け

四　国税、地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付

3　この法律において「金融機関」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。

4　この法律において「預貯金」とは、預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。

5　この法律において「預貯金者」とは、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等である個人及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等である個人をいう。

6　この法律において「預貯金口座」とは、金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。）に預貯金者の名義で開設され、又は設定されている預貯金の口座又は勘定をいう。

第二章　公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録

（登録）

第三条　預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、登録を受けることができる。

2　前項の登録を受けようとする者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

3　第一項の登録は、公的給付支給等口座登録簿に当該預貯金口座に係る次に掲げる事項を記録してするものとする。この場合において、公的給付支給等口座登録簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第十二条第二項において同じ。）をもって調製するものとする。

一　金融機関及びその店舗の名称

二　預貯金の種別及び口座番号

三　名義人の氏名

四　名義人の個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

五　その他デジタル庁令で定める事項

4　内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、同項の登録を受けた預貯金者（以下「公的給付支給等口座登録者」という。）に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならない。

（変更の登録）

第四条　公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であって公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができる。

2　前項の変更の登録を受けようとする公的給付支給等口座登録者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

3　第一項の変更の登録は、当該預貯金口座に係る前条第三項第一号から第三号までに掲げる事項について、公的給付支給等口座登録簿の記録を修正してするものとする。

4　内閣総理大臣は、第一項の変更の登録をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならない。

（登録の特例等）

第五条　行政機関の長等（この項の規定による同意の取得及び情報の提供を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であって第三条第三項各号に掲げる事項に係るものについて、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができる。

一　当該同意をしたときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条第三項各号に掲げる事項が記録されること。

二　各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報（第九条において「公的給付支給等口座情報」という。）の提供を求めることができること。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る預貯金口座と異なる預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときは当該預貯金者を前条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の変更

の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る預貯金口座と同一の預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨を通知するものとする。この場合において、第三条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び第五条第一項の規定により情報の提供を受けた旨」と、前条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び次条第一項の規定により情報の提供を受けた旨」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（修正又は訂正）

第六条　公的給付支給等口座登録者は、第三条第三項各号に掲げる事項に変更があったとき又は誤りがあったときは、デジタル庁令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

２　内閣総理大臣は、公的給付支給等口座登録者について、第三条第三項各号に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったとき（前項の規定による届出があったときを含む。）は、公的給付支給等口座登録簿の記録の修正又は訂正をしなければならない。

３　内閣総理大臣は、前項の記録の修正又は訂正をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨を通知しなければならない。

（登録の抹消）

第七条　公的給付支給等口座登録者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、第三条第一項の登録の抹消の申請をすることができる。

２　内閣総理大臣は、次に掲げるときは、公的給付支給等口座登録者について、第三条第一項の登録を抹消しなければならない。

一　当該公的給付支給等口座登録者が前項の申請をしたとき。

二　当該公的給付支給等口座登録者に係る預貯金口座について、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができないことを知ったとき。

三　当該公的給付支給等口座登録者が死亡したことを知ったとき。

３　内閣総理大臣は、前項（第三号を除く。）の規定により第三条第一項の登録を抹消したときは、デジタル庁令で定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨を通知しなければならない。

（委託）

第八条　内閣総理大臣は、第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の規定による届出又は前条第一項の申請の受付に関する事務の一部を金融機関に委託するものとする。

２　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該事務を行うことができる。

３　第一項の規定による委託を受けた金融機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）

第九条　行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができる。

第三章　特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

（特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理）

第十条　行政機関の長等は、特定公的給付（個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものをいう。）の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができる。

（資料の提出その他の協力）

第十一条　行政機関の長等は、前条に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第四章　預金保険機構の業務の特例等

（預金保険機構の業務の特例）

第十二条　預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　内閣総理大臣の委託を受けて、内閣総理大臣と第八条第一項の規定による委託を受けた金融機関との連絡を行うこと。

二　内閣総理大臣の委託を受けて、第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の規定による届出又は第七条第一項の申請（前号に規定する金融機関が受付に関する事務を行ったものに限る。）をした者の個人番号の確認を行うこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

２　預金保険機構は、内閣府令・デジタル庁令・財務省令で定めるところにより、前項の規定による業務を電子情報処理組織（預金保険機構の使用に係る電子計算機（磁気ディスク及び入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と内閣総理大臣又は前項第一号に規定する金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）によって取り扱うものとする。

（預金保険法の適用）

第十三条　この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第五号	事項	事項（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第十二条第一項の規定による業務に係るものを除く。）
第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十二条第一号	法律	法律又は口座登録法
第五十一条第二項	業務を	業務及び口座登録法第十二条第一項の規定による業務を
第百三十九条第一項	権限	権限（口座登録法第十三条の規定により適用する第三十六条第一項及び口座登録法第十三条の規定により読み替えて適用する第四十五条第二項の規定による権限にあつては、デジタル庁の所掌に係るものを除く。）
第百五十二条第三号	業務以外	業務及び口座登録法第十二条第一項の規定による業務以外

（区分経理）

第十四条　預金保険機構は、第十二条第一項の規定による業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（交付金）

第十五条　国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第十二条第一項の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（借入金）

第十六条　預金保険機構は、第十二条第一項の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

３　前項に規定するもののほか、第一項の規定による内閣総理大臣の権限の委任に関して必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令・財務省令への委任）

第十七条　前三条に規定するもののほか、前条第一項の規定による認可に関する手続その他前三条の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第五章　雑則

（デジタル庁令への委任）

第十八条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、デジタル庁令で定める。

（経過措置）

第十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第二十条　第八条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十三条及び第十四条の規定　令和三年九月一日

二　第二章（第八条を除く。）並びに附則第七条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。）、第九条及び第十五条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三　第八条、第十二条及び第二十条並びに附則第五条第一項及び第七条（住民基本台帳法別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　預金保険機構及び金融機関は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第十二条第二項に規定する電子情報処理組織の整備に必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条第二項、第十三条及び第十八条の規定の適用については、同項及び同条（見出しを含む。）中「デジタル庁令」とあるのは「内閣府令」と、第十三条の表中「デジタル庁」とあるのは「内閣府本府」とする。

２　この法律の施行の日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十三条から第十六条までの規定の適用については、これらの規定中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第五条　政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、社会福祉協議会（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の十八の項に規定する社会福祉協議会をいう。以下この項において同じ。）が附則第九条の規定による改正後の同法別表第二の三十の項の規定による特定個人情報の提供の求めをすることにより国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、情報通信技術を活用して同項第二欄に掲げる事務及びこれに関連する社会福祉協議会の事務を効率的に実施するための情報システムが必要であることに鑑み、社会福祉協議会を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、当該情報システムの整備の支援その他必要な措置を講ずるとともに、同項の規定に基づく主務省令を定めるに当たっては、当該情報システムの整備の状況を踏まえるものとする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第六条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項の次に次のように加える。

十五の二の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する国の機関又は法人	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中一の八の項を一の九の項とし、一の七の項の次に次のように加える。

一の八　市町村長その他の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の三の項の次に次のように加える。

三の二　都道府県知事その他の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中一の九の項を一の十の項とし、一の八の項を一の九の項とし、一の七の項の次に次のように加える。

一の八　市町村長その他の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第三号の次に次の一号を加える。

三の二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第六中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　都道府県知事以外の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第七条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項の次に次のように加える。

十三の二　預金保険機構	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）による同法第十二条第一項第二号の個人番号の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十五の二の項中「（令和三年法律第三十八号）」を削り、同項を同表の十五の三の項とし、同表の十五の項の次に次のように加える。

十五の二　デジタル庁	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第三条第一項の公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

百　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの		

別表第二に次のように加える。

百二十一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

第九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の百の項中「（令和三年法律第三十八号）」を削り、同項を同表の百一の項とし、同表の九十九の項の次に次のように加える。

百　内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の二の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣 内閣総理大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣 内閣総理大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 内閣総理大臣	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

であって主の	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者
座登録簿関務省令で定	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の七の項中

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

七の二　厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の十一の項中

市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十四の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十七の項中

医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十八の項中

各法その他の法令に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給を受けることとされている者
特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給を受けることとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給を受けることとされている者
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給を受けることとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給を受けることとされている者

に改め、同表の十九の項中

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十六の項中

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

府県知事又は市長若しくは総理大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十七の項中

厚生労働大臣

失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

を

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、

同表の二十八の項中

市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	

地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	

に改め、同表の三十の項中

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十二の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十四の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十五の項中

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十七の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十九の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の四十の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は共済組合等	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

付関係情報であって主で定めるもの
付支給等口座登録簿関であって主務省令で定の

に改め、同表の四十二の項中

市町村長	地方税関係情報、住民情報又は介護保険給付情報であって主務省令るもの

票関係等関係で定め

を

市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の四十八の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又係情報であって主めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口係情報であって主めるもの

は住民票関務省令で定
座登録簿関務省令で定

に改め、同表の五十一の項中

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十二の項中

厚生労働日本年金	大臣又は機構
	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十七の項中

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働都道府県	大臣又は知事
内閣総理	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

五十七の二　国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の還付に関する事務であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の五十八の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十九の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金務省

給付関係情報であって主令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十三の項中

市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方省令
内閣総理大臣	公的係情める

税関係情報であって主務で定めるもの
給付支給等口座登録簿関報であって主務省令で定もの

に改め、同表の六十五の項中

厚生労働大臣	雇用保険法による付金の支給に関す職業訓練受講給付であって主務省令の

教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣
雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	内閣総理大臣

を

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	内閣総理大臣

に改め、同表の六十六の項中

償関係情報で定めるもの	市町村長
座登録簿関係情報で定務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十七の項中

市町村長	市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十一の項中

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣

に改め、同表の七十二の項中

法その他による年金付の支給とされ	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

七十二の二　地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の七十三の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構
年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣

を

年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十四の項中

市町村長	市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十六の項中

関係情報であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣
支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十八の項の次に次のように加える。

別表第二の八十一の項中

高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

内閣総理大臣	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十二の項中

後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

内閣総理大臣	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の八十三の項中

後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

内閣総理大臣	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の八十四の項中

共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の八十五の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の八十六の項中

内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定められているもの

を

内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の八十七の項中

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の八十八の項の次に次のように加える。

援護等の主務省令で定める簿	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定められているもの

別表第二の八十九の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の九十の項中

市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定められているもの

に改め、同表の九十一の項中

共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定められているもの

付関係情報であって主で定めるもの
付支給等口座登録簿関であって主務省令で定の

に改め、同表の九十二の項及び九十四の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金務省

給付関係情報であって主令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の九十六の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	住民省令
内閣総理大臣	公的係情める

票関係情報であって主務で定めるもの
給付支給等口座登録簿関報であって主務省令で定もの

に改め、同表の九十七の項中

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の九十八の項

感染症の患に関する法律に規定する療に関する情報で定めるもの

を

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

及び九十九の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百の項中

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百一の項中

共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百三の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百五の項中

市町村長	

	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に

改め、同表の百六の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣日本年金機構	地方公務員災害補償基金
内閣総理大臣	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの

に

改め、同表の百七の項中

	年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

又は

	地方公務員災害補償基金
	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百七の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百八の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百十一の項及び百十二の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百十四の項中

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百十六の項中

市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百十七の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百十九の項中

市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第十条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち住民基本台帳法別表第四の一の九の項の改正規定中「別表第四の一の九の項」を「別表第四の一の十の項」に改める。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十一条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一中九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「九十九の項」を「百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項」に改め、同法別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二中百二十一の項を百五十七の項とし、百二十の項を百五十五の項とし、同項の次に次のように加える。

百五十六　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中百十九の項を百五十四の項とし、百十六の項から百十八の項までを三十五項ずつ繰り下げ、百十五の二の項を百五十の項とし、百十五の項を百四十九の項とし、百三の項から百十四の項までを三十四項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十六の項とし、百二の項を百三十五の項とし、九十六の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十五の項を百二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十七　厚生労働大臣	精神保健福祉士法による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百二十八　厚生労働大臣	言語聴覚士法による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の九十四の項を同表の百二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十五　都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中九十三の項を百二十三の項とし、八十九の項から九十二の項までを三十項ずつ繰り下げ、八十八の二の項を百十八の項とし、八十八の項を百十七の項とし、八十七の項を百十六の項とし、八十六の項を百十五の項とし、八十五の二の項を百十四の項とし、八十五の項を百九の項とし、同項の次に次のように加える。

百十　厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百十一　厚生労働大臣	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百十二　厚生労働大臣	義肢装具士法による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百十三　厚生労働大臣	救急救命士法による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中八十四の項を百八の項とし、七十九の項から八十三の項までを二十四項ずつ繰り下げ、七十八の二の項を百二の項とし、七十八の項を百一の項とし、七十四の項から七十七の項までを二十三項ずつ繰り下げ、七十三の項を九十三の項とし、同項の次に次のように加える。

九十四　全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十五　厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十六　厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中七十二の二の項を九十二の項とし、七十二の項を九十一の項とし、七十一の項を九十の項とし、七十の項を八十九の項とし、六十九の二の項を八十八の項とし、六十九の項を八十六の項とし、同項の次に次のように加える。

八十七　厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中六十八の項を八十五の項とし、五十八の項から六十七の項までを十七項ずつ繰り下げ、五十七の二の項を七十四の項とし、五十七の項を七十三の項とし、五十六の二の項を七十二の項とし、五十六の項を七十の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一　厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中五十五の項を六十九の項とし、三十九の項から五十四の項までを十四項ずつ繰り下げ、三十八の項を五十一の項とし、同項の次に次のように加える。

五十二　厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の三十七の項を同表の四十九の項とし、同項の次に次のように加える。

五十　厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十八の項とし、三十二の項から三十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十一の項を四十二の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三　厚生労働大臣	診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
四十四　日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中三十の項を四十一の項とし、二十二の項から二十九の項までを十一項ずつ繰り下げ、二十一の項を削り、二十の項を三十二の項とし、十九の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

二十七　厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八　厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九　厚生労働大臣	保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
三十　都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
三十一　厚生労働大臣	歯科衛生士法による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中十八の項を二十五の項とし、十七の項を二十四の項とし、十六の三の項を二十三の項とし、十六の二の項を二十二の項とし、十六の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九　厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十　都道府県知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十一　厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中十五の項を十七の項とし、九の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十　都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の七の二の項を同表の八の項とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。

第十三条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の三を削る。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十四条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号イ及びハ中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第十六号イ」を「第十七号イ」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。

第十五条　デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「による」の下に「公的給付支給等口座登録簿への登録及び」を加える。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十九号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理（第三条―第六条）
第三章　災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供（第七条―第九条）
第四章　預金保険機構の業務の特例等（第十条―第十六条）
第五章　雑則（第十七条―第二十九条）
第六章　罰則（第三十条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成についての基本理念にのっとり、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等により、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「金融機関」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。

2　この法律において「預貯金」とは、預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。

3　この法律において「預貯金者」とは、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等である個人及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等である個人をいう。

4　この法律において「預貯金口座」とは、金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。）に預貯金者の名義で開設され、又は設定されている預貯金の口座又は勘定をいう。

第二章　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

（金融機関に対する申出等）

第三条　預貯金者は、特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、当該金融機関に対し、その旨の申出をすることができる。

2　金融機関は、預貯金契約（預貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結その他主務省令で定める重要な取引を行おうとする場合には、預貯金者（預貯金者になろうとする者を含み、当該金融機関が個人番号を既に保有している者を除く。）に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならない。

一　災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

二　当該預貯金者の個人番号は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調書の提出、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項の規定による報告、預金保険法第五十五条の二第二項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続において当該預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3　金融機関は、第一項の申出を受けた場合又は預貯金者が前項の規定による承諾をした場合には、主務省令で定める方法により、当該申出又は承諾をした預貯金者が本人であることを確認するため、本人特定事項（氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。）その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、金融機関は、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

4　金融機関は、前項後段の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受けることができなかった場合には、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知し、当該預貯金者の個人番号の通知を求めることができる。

5　金融機関は、第一項の申出を受けた場合又は預貯金者が第二項の規定による承諾をした場合には、当該預貯金者に対し、同項各号に掲げる事項を説明した上で、他の全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該他の全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならない。この場合において、金融機関は、当該預貯金者が他の特定の金融機関について承諾したときは、当該他の特定の金融機関の名称を確認するものとする。

6　金融機関は、預貯金者が前項の規定による承諾をした場合には、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　他の全ての金融機関についての承諾か又は他の特定の金融機関についての承諾かの別及び他の特定の金融機関についての承諾であるときは、当該他の特定の金融機関の名称

二　当該預貯金者の本人特定事項

三　第三項後段の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受けたときは、当該個人番号

四　その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるもの

（預金保険機構に対する申出）

第四条　預貯金者は、全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その旨の申出をすることができる。この場合において、預金保険機構は、当該預貯金者が特定の金融機関について希望したときは、当該特定の金融機関の名称を確認するものとする。

２　預金保険機構は、前項の申出を受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該申出をした預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、預金保険機構は、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

（預金保険機構による個人番号の通知）

第五条　預金保険機構は、第三条第六項の規定による通知又は前条第一項の申出を受けた場合には、当該通知又は申出に係る金融機関に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知しなければならない。

２　前項の規定による通知を受けた金融機関は、当該本人特定事項に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているかどうかについて、預金保険機構に対し、通知しなければならない。

３　預金保険機構は、前項の金融機関が当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは、当該金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号を通知しなければならない。

（個人番号の利用による預貯金口座の管理）

第六条　金融機関は、第三条第三項後段の規定により個人番号の提供を受けた場合又は同条第四項若しくは前条第三項の規定により個人番号の通知を受けた場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座について、当該預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事項であって主務省令で定めるものを当該個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

２　金融機関は、前項の規定による管理を開始したときは、主務省令で定めるところにより、当該預貯金口座について、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　金融機関及びその店舗の名称

二　預貯金の種別及び口座番号

三　名義人の氏名

３　前項の規定にかかわらず、金融機関は、当該預貯金口座について、預金保険機構に対し、同項各号に掲げる事項を通知し、当該事項の当該預貯金者への通知を求めることができる。

第三章　災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

（災害時における預貯金口座に関する情報の提供）

第七条　災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者は、当該区域における同条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して行政庁が定める日までの間、その指定する金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、次に掲げる事項の通知を求めることができる。

一　金融機関の店舗の名称

二　預貯金の種別及び口座番号

２　預金保険機構は、前項の規定による求めを受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該求めをした預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、預金保険機構は、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

３　預金保険機構は、第一項の規定による求めを受けた場合には、当該預貯金者が指定する金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号を通知しなければならない。

４　前項の規定による通知を受けた金融機関は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは第一項各号に掲げる事項を、当該預貯金口座を管理していないときはその旨を、預金保険機構に対し、通知しなければならない。

５　前項の規定による通知を受けた預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、当該通知に係る事項を通知しなければならない。

（相続時における預貯金口座に関する情報の提供）

第八条　相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、全ての金融機関が管理する当該相続人の被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において同じ。）である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、次に掲げる事項の通知を求めることができる。

一　金融機関及びその店舗の名称

二　預貯金の種別及び口座番号

２　預金保険機構は、前項の規定による求めを受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該求めをした相続人が本人であること及び当該預貯金者が当該相続人の被相続人であることを確認するため、当該相続人及び預貯金者の本人特定事項その他当該相続人及び預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるもの並びに当該相続人及び預貯金者の身分関係（当該相続人が包括受遺者である場合にあっては、遺言の内容）を確認しなければならない。

３　預金保険機構は、第一項の規定による求めを受けた場合には、全ての金融機関に対し、当該求めをした相続人の被相続人である預貯金者の個人番号を通知しなければならない。

４　前項の規定による通知を受けた金融機関は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは第一項各号に掲げる事項を、当該預貯金口座を管理していないときはその旨を、預金保険機構に対し、通知しなければならない。

５　前項の規定による通知を受けた預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による求めをした相続人に対し、当該通知に係る事項を通知しなければならない。

（預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保）

第九条　第六条第一項の規定による管理をする金融機関は、預金保険機構に対し、同項に規定する預貯金者の本人特定事項及び個人番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができる。

２　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十一の二の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等については、前項の預貯金者とみなして、同項の規定を適用する。

第四章　預金保険機構の業務の特例等

（預金保険機構の業務の特例）

第十条　預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　第五条第三項の規定による通知その他第二章の規定による業務

二　第七条第三項の規定による通知その他前章の規定による業務

三　前二号における業務に附帯する業務

（預金保険法等の適用）

第十一条　この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第五号	事項	事項（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。以下「口座管理法」という。）第十条の規定による業務に係るものを除く。）

第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十二条第一号	法律	法律又は口座管理法
第五十一条第二項	業務を	業務及び口座管理法第十条の規定による業務を
第百三十九条第一項	権限	権限（口座管理法第十一条第一項の規定により適用する第三十六条第一項及び口座管理法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第四十五条第二項の規定による権限にあつては、デジタル庁の所掌に係るものを除く。）
第百五十二条第三号	業務以外	業務及び口座管理法第十条の規定による業務以外

2　前項の業務が行われる場合における預金保険機構の経理については、当該業務を公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十二条第一項の規定による業務とみなして、同法第十四条の規定を適用する。

（業務の委託）

第十二条　預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る。）の全部又は一部を委託するものとする。

2　預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものを除く。）の一部を委託することができる。

3　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4　預金保険法第二十三条の規定は、第一項又は第二項の規定による委託を受けた金融機関の役員及び職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

（交付金）

第十三条　国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第十条の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（借入金）

第十四条　預金保険機構は、第十条の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

（手数料）

第十五条　預金保険機構は、第六条第三項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第十九条において同じ。）の規定による求めに係る事務に関し、預金保険機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2　預金保険機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

（内閣府令・財務省令への委任）

第十六条　前三条に規定するもののほか、第十四条及び前条第二項の規定による認可に関する申請の手続その他前三条の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第五章　雑則

（特定金融機関の特例）

第十七条　特定金融機関（その業務の内容その他の事情を勘案して第十九条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁が定める金融機関をいう。）については、第三条第四項から第六項まで、第四条、第五条、第六条第三項及び前二章の規定は、適用しない。この場合において、第三条第二項及び第六条第一項の規定の適用については、第三条第二項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第六条第一項中「場合又は同条第四項若しくは前条第三項の規定により個人番号の通知を受けた場合」とあるのは「場合」とする。

（連絡及び協力）

第十八条　内閣総理大臣及び財務大臣並びに行政庁は、この法律の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（金融機関及び預金保険機構による通知等の方法）

第十九条　第三条第六項、第五条、第七条第三項及び第四項並びに第八条第三項及び第四項の規定による通知並びに第三条第四項、第六条第三項及び第九条第一項の規定による求めは、主務省令で定めるところにより、金融機関又は預金保険機構の使用に係る電子計算機（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）及び入出力装置を含む。以下この条において同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である預金保険機構又は金融機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

（報告又は資料の提出）

第二十条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、金融機関に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第二十一条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（是正命令）

第二十二条　行政庁は、金融機関がその業務に関して第三条第二項（第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項前段、第五項若しくは第六項、第五条第二項、第六条第一項（第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項、第七条第四項又は第八条第四項の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する広報啓発）

第二十三条　国は、預金保険機構及び金融機関と協力して、個人番号の利用による預貯金口座の管理について国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（主務省令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

（行政庁）

第二十五条　この法律における行政庁は、次の各号に掲げる金融機関の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、信用金庫連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会　内閣総理大臣

二　労働金庫及び労働金庫連合会　内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会　同法第九十八条第一項に規定する行政庁

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会　同法第百二十七条第一項に規定する行政庁

五　農林中央金庫　農林水産大臣及び内閣総理大臣

六　株式会社商工組合中央金庫　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十六条第二項に規定する主務大臣

（権限の委任）

第二十六条　内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限る。）を金融庁長官に委任する。

２　この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされる事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

３　前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

（主務省令）

第二十七条　この法律における主務省令は、内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。

（事務の区分）

第二十八条　この法律（第二十六条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（経過措置）

第二十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二　第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十一条　第二十二条の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、第九条及び第十条の規定　公布の日

二　附則第十一条及び第十二条の規定　令和三年九月一日

（準備行為）

第二条　金融機関及び預金保険機構は、この法律の施行の日前においても、第十九条の規定による送信に使用する情報システムの整備に必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十一条第一項及び第二十七条の規定の適用については、同項の表中「デジタル庁」とあるのは「内閣府本府」と、同条中「内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とする。

２　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第十一条第一項、第十三条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「第十条の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

３　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）	この法律（第二十六条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

（住民基本台帳法の一部改正）

第七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三　預金保険機構	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第四項、第五条第三項若しくは同法第八条第三項の通知又は同法第九条第一項の規定による情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第四条の三第一項」の下に「、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項」を加える。

別表第一に次のように加える。

百二　預金保険機構	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第九条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一中百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項を百三十二の項とし」を「百二の項を百三十五の項とし、九十九の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第十条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十一条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の四を削る。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十二条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号イ及びハ中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十七号とし、同項第十五号中「第十七号イ」を「第十八号イ」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第四十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針（第五条）
第三章　標準化基準等（第六条―第八条）
第四章　補則（第九条―第十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

２　この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五条第二項第三号イにおいて同じ。）の電子計算機の映像面への表示の方法、電磁的記録を出力する書面の様式、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。同号ロにおいて同じ。）に係る事項、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。同号ハ及び第十条において同じ。）を活用した情報システムの利用に係る事項及び情報システムの保守又は管理に係る事項をいう。

３　この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。

（基本理念）

第三条　地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。

第二章　基本方針

第五条　政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二　地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ　電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ　サイバーセキュリティに係る事項

ハ　クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四　次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

３　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。

５　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

６　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

第六条　所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

２　所管大臣は、標準化対象事務に関する制度の見直し及び情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

３　所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条　内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

２　内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

３　内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）

第八条　地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

２　地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

第四章　補則

（国の措置等）

第九条　国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

２　国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

３　都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条　地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十一条　国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（経過措置）

第十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（政令への委任）

第十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、令和三年九月一日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

政　令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百五十四号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令

内閣は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項に規定する政令で定める金額は、三十億円とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十五号から第百九十三号まで」を「第五十六号から第百九十四号まで」に改め、第百九十三号を第百九十四号とし、第五十五号から第百九十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五十四号の次に次の一号を加える。

五十五　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十五条の規定による交付金

（児童手当法施行令の一部改正）

３　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号及び第二項の表第三十条の十五第二項第一号（別表第六の四の項に係る部分に限る。）の項中「別表第六の四の項」を「別表第六の五の項」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

４　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十八号を第四十九号とし、第四十一号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十号中「第十四条第十一号」を「第十四条第十二号」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。

第十四条中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による特定公的給付の指定に関すること。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百五十五号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令

内閣は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条に規定する政令で定める金額は、三十億円とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十六号から第百九十四号まで」を「第五十七号から第百九十五号まで」に改め、第百九十四号を第百九十五号とし、第五十六号から第百九十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の次に次の一号を加える。

五十六　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十三条（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による交付金

（内閣府本府組織令の一部改正）

3　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十九号を第五十号とし、第四十二号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十一号中「第十四条第十二号」を「第十四条第十三号」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十四条中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

府令・省令

○内閣府総務省令第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務 三～十一　［略］	**第七条**　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二～十　［同上］ ［条を加える。］
第二十四条の五　法別表第一の三十三の三の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。	
第二十五条　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務	**第二十五条**　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務
［二・三　略］	［二・三　同上］
第四十三条　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　地方公務員災害補償法第四十七条第一項の事業の実施に関する事務 五　［略］	**第四十三条**　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　［略］ ［条を加える。］
第七十三条　法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の特定公的給付の支給を実施するた	

めの基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第七十二条の次に一条を加える改正規定は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行の日から施行する。

○内閣府・総務省令第四号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改　正　後	改　正　前
第五十九条の四　法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項の主務省令で定める情報は、市町村民税に関する情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行の日から施行する。

○内閣府・財務省令第三号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十七条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第一条　預金保険機構（以下「機構」という。）が公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、預金保険法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　内閣総理大臣の委託を受けて行う、内閣総理大臣と法第八条第一項の規定による委託を受けた金融機関との連絡に関する事項

二　内閣総理大臣の委託を受けて行う、法第三条第二項の申請、法第四条第二項の申請、法第六条第一項の規定による届出又は法第七条第一項の申請（前号に規定する金融機関が受付に関する事務を行ったものに限る。）をした者の個人番号の確認に関する事項

三　その他法第十二条第一項各号に掲げる業務の方法に関する事項

（区分経理）

第二条　機構は、法第十四条に規定する特別の勘定（以下「口座情報連絡等勘定」という。）において整理すべき事項がその他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため、口座情報連絡等勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が金融庁長官及び財務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

２　機構が、法第十二条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、預金保険法施行規則第三条中「及び危機対応勘定（法第百二十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは「、危機対応勘定（法第百二十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十四条に規定する特別の勘定（以下「口座情報連絡等勘定」という。）」と、同令第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは「、危機対応勘定及び口座情報連絡等勘定」とする。

（利益及び損失の処理）

第三条　機構は、口座情報連絡等勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

２　機構は、口座情報連絡等勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金の認可の申請）

第四条　機構は、法第十六条第一項の規定による法第二条第三項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れの認可を受けようとするときは、預金保険法施行規則第十六条第一項各号に掲げる事項及び借入先を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和三年五月十九日）から施行する。

○内閣府令・財務省令第四号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十六条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第一条　預金保険機構（次条において「機構」という。）が預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第十条各号に掲げる業務を行う場合には、預金保険法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　法第五条第三項の規定による通知その他法第二章の規定による業務に関する事項
二　法第七条第三項の規定による通知その他法第三章の規定による業務に関する事項
三　その他法第十条各号に掲げる業務の方法に関する事項

（借入金の認可の申請）

第二条　機構は、法第十四条の規定による法第二条第一項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れの認可を受けようとするときは、預金保険法施行規則第十六条第一項各号に掲げる事項及び借入先を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

附　則

この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月十九日）から施行する。

省　令

○総務省令第五十四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第一項及び第七条の規定に基づき、納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日

総務大臣　武田　良太

納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令

（納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第一条　納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令 （掲示） **第一条**　日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。 （本人確認の方法） **第二条**　法第二条の規定に基づき納税証明書（同条第二号に規定する納税証明書をいう。以下同じ。）、住民票等の写し等（同条第三号に規定する住民票の写し等又は除票の写し等をいう。以下同じ。）又は印鑑登録証明書（同条第七号に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。	納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令 （掲示） **第一条**　日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第二号、第三号又は第五号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。 （本人確認の方法） **第二条**　法第二条の規定に基づき納税証明書（同条第二号に規定する納税証明書をいう。以下同じ。）、住民票等の写し等（同条第三号に規定する住民票の写し等又は除票の写し等をいう。以下同じ。）又は印鑑登録証明書（同条第五号に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第二号、第三号又は第五号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。

（請求書類等の送付）

第三条　日本郵便株式会社は、法第二条の規定に基づき納税証明書又は印鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市又は区若しくは総合区）の長に送付させるものとする。

［２　略］

３　第一項の規定は、法第二条の規定に基づき署名用電子証明書（同条第五号に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）又は利用者証明用電子証明書（同条第六号に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）を記録した電磁的記録媒体を引き渡した場合及び署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請を受け付けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該引渡しに係る請求書類」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付に係る申請書類」と、「当該引渡しの事務」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付の事務」と、「市又は区若しくは総合区」とあるのは「区又は総合区」と読み替えるものとする。

（請求書類の送付）

第三条　［同上］

［２　同上］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部改正）

第二条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（施設及び設備） **第一条**　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備（法第二条第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせる場合を除く。）は、次のとおりとする。 一　法第二条第一号から第四号まで及び第七号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び印鑑登録証明書（以下この項において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設 二　地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区（法第二条第二号及び第七号に掲げる事務の実施にあっては、市又は区若しくは総合区）。次項において同じ。）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務（法第三条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務をいう。以下同じ。）の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備 ２　［三　略］ 法第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備（法第二条第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせる場合に限る。）は、次のとおりとする。 一　法第二条第五号及び第六号に規定する署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下この項において「署名用電	（施設及び設備） **第一条**　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。 一　法第二条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設 二　地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区（法第二条第二号及び第五号に掲げる事務の実施にあっては、市又は区若しくは総合区）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備 ［三　同上］ ［新設］

子証明書等」という。）の記録事項、これらの号に規定する署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類を、郵便局取扱事務従事職員及び当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設

二　地方公共団体との間で署名用電子証明書等、署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類等を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備

三　法第二条第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせることとした地方公共団体を経由して地方公共団体情報システム機構との間で行われる署名用電子証明書等に係る情報の送受信及び当該署名用電子証明書等のこれらの号の電磁的記録媒体への記録その他署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る事務の適正かつ確実な実施を確保することができる設備

四　署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類等を適切に保管することができる設備

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第五十五号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日　　総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～20　略］ 21　法別表第一の十五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認 二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 22～97　［略］ ［削る］ ［98～179　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～20　同上］ ［新設］ 21～96　［同上］ 97　法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十八条第二項の費用の徴収に係る事実についての審査とする。 ［98～179　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～7　略］

8　法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

9　法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10～18　［略］

19　法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～7　同上］

［新設］

8　法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

9～17　［同上］

18　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六～十三　［略］

20～27　［略］

28　法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る事実についての審査

［二～七　略］

29～31　［略］

32　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

33　法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

34　法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三条第三十項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第二十九項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九

［新設］

二～九　［同上］

19～26　［同上］

27　［同上］

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る事実についての審査

［二～七　同上］

28～30　［同上］

［新設］

31　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

32　法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三条第二十七項第八号、第四条第二十九項第三号及び第五条第二十六項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九

十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［四　略］

35　法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

36　法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

37　法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

38　法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

39　法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　略］

40　法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

41　法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

42　法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

43　法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

44　法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

45　法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

46　法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47　法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48　法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49　法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50～53　［略］

十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［四　同上］

33　法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

34　法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

35　法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

36　法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

37　法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　同上］

38　法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

39　法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

40　法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

41　法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

42　法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

43　法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

44　法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

45　法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

46　法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47　法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48～51　［同上］

54　法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
四　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。第三条第五十九項第四号、第四条第五十三項第四号及び第五条第五十九項第四号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［五・六　略］
55～58　［略］
（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　［略］
［2～7　略］
8　法別表第三の三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認
二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
9～20　［略］
21　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

52　同上
［一～三　同上］
四　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。第三条第五十五項第四号、第四条第四十九項第四号及び第五条第五十六項第四号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［五・六　同上］
53～56　［同上］
（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　［同上］
［2～7　同上］
［新設］
8～19　［同上］
20　［同上］
［一　同上］
［新設］

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六～十三　［略］
22～28　［略］
29　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
30　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　略］
31　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
32　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
33　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
34　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

［新設］
［新設］
［新設］
二～九　［同上］
21～27　［同上］
28　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　同上］
29　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
30　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
31　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
32　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］

35　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

36　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

37　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

38　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

39　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

40　法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

41～66　［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～7　略］

8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

33　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

34　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

35　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

36　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

37　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

38　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

39～64　［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～7　同上］

［新設］

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

9　法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10　法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

11～17　［略］

18　法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六～十三　［略］

19～30　［略］

31　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

9　法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

10～16　［同上］

17　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二～九　［同上］

18～29　［同上］

［新設］

四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

32　法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

33　法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

34　法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

35　法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

36　法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

37　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

38　法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　略］

39　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

40　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

41　法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

42　法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

43　法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

44　法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

45　法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

46　法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47　法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48　法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49～57　［略］

30　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

31　法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

32　法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

33　法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

34　法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

35　法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

36　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　同上］

37　法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

38　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

39　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

40　法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

41　法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

42　法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

43　法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

44　法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

45　法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

46　法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47～55　［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［２～７　略］

８　法別表第五第三号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

９～19　［略］

20　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六～十三　［略］

21～27　［略］

28　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［２～７　同上］

［新設］

８～18　［同上］

19　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～九　［同上］

20～26　［同上］

［新設］

三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

29～66　［略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　法別表第六の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

２　法別表第六の二の項の総務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

３　法別表第六の三の項の総務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助を受ける児童又は生徒の保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

４　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

５　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

27～64　［同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　法別表第六の一の項の総務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

［新設］

２　法別表第六の二の項の総務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助を受ける児童又は生徒の保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

３　法別表第六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

４　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の四の規定に基づき、健康増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

健康増進法施行規則の一部を改正する省令

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康増進事業に関する情報の提供の求め） **第四条の三**　法第十九条の四第一項の規定により市町村が他の市町村（同項に規定する他の市町村をいう。以下この条において同じ。）に対して提供を求めることができる情報は、当該他の市町村が住民に対して行った前条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事業（以下この条において「検診」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　検診（精密検査（既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。第三号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報 イ　当該受診の年月日 ロ　当該検診を実施した機関の名称 ハ　当該受診時における当該住民の年齢 ニ　当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別 ホ　当該検診の結果 三　精密検査が必要である旨の通知があった場合にあっては、次に掲げる情報（ロから二までに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。） イ　当該精密検査の受診の有無 ロ　当該精密検査の受診の年月日 ハ　当該精密検査を実施した機関の名称 ニ　当該精密検査（前条第三号及び第六号に掲げる事業に係るものを除く。）の結果 （情報通信の技術を利用する方法） **第四条の四**　法第十九条の四第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十六条第一項、第三十二条、第三十三条第二項、第三十六条、第七十七条及び第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空身体検査証明の有効期間） **第六十一条の三**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、航空身体検査証明を有する者が、天災その他やむを得ない事由により、身体検査を受けることができないと認めるときは、当該航空身体検査証明の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。 （指定航空身体検査医） **第六十一条の五**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行なつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。 （航空身体検査指定機関） **第六十二条の二**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行つたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条の三**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。	（航空身体検査証明の有効期間） **第六十一条の三**　（略） ２・３　（略） （新設） （指定航空身体検査医） **第六十一条の五**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行なつたときは、その旨を告示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、その旨を告示するものとする。 （航空身体検査指定機関） **第六十二条の二**　（略） ２・３　（略） ４　国土交通大臣は、前項の指定を行つたときは、その旨を告示するものとする。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条の三**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、その旨を告示するものとする。

（航空英語能力証明の有効期間）

第六十三条の五　（略）

２・３　（略）

４　国土交通大臣は、航空英語能力証明を有する者が、天災その他やむを得ない事由により、能力判定（航空英語に関する知識及び能力を有するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けることができないと認めるときは、当該航空英語能力証明の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。

５・６　（略）

（指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の申請）

第六十三条の六　指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　所属する操縦者、能力判定の対象となる者及び航空英語能力証明を有する者の数

四　（略）

２・３　（略）

（運航管理者の承認が必要な航空機）

第百六十六条の六　法第七十七条の国土交通省令で定める航空機は、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機及び最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機（次に掲げる航空機を除く。）とする。

一・二　（略）

三　客席数が三十以下並びに運送することができる最大の旅客及び貨物の重量が三千四百キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　航空運送事業者又はその代理人と旅客若しくは荷主又はそれらの代理人との交渉に基づき当該航行の出発地及び到着地並びに日時を決定する方法により運航するものであること。ただし、不特定多数の旅客又は貨物を同時に運送する目的で、旅客又は貨物の募集が行われるものを除く。

ロ　イに掲げる方法により行われる運航であつて、当該航行と同一の地点間において当該航空運送事業者が行う航行が三十日間に十五往復以下である運航又は三十日を超えて継続していない運航を行うものであること。

（運航管理施設等の検査）

第二百十一条　法第百二条第一項の規定により、運航管理施設等の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した施設検査申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（航空英語能力証明の有効期間）

第六十三条の五　（略）

２・３　（略）

（新設）

４・５　（略）

（指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の申請）

第六十三条の六　指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　所属する操縦者、能力判定（航空英語に関する知識及び能力を有するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の対象となる者及び航空英語能力証明を有する者の数

四　（略）

２・３　（略）

（運航管理者の承認が必要な航空機）

第百六十六条の六　法第七十七条の国土交通省令で定める航空機は、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機及び最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機（次に掲げる航空機を除く。）とする。

一・二　（略）

（新設）

（運航管理施設等の検査）

第二百十一条　法第百二条第一項の規定により、運航管理施設等の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した施設検査申請書を、検査を希望する日の十日前までに国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

別表第二（第四十二条、第四十三条関係）

資格又は証明	飛行経歴その他の経歴
（略）	（略）
事業用操縦士	一　飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む二百時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（二十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（飛行機について操縦者の資格を有するときは、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む百五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（二十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。 イ～ニ　（略） 二～四　（略）
（略）	（略）

別表第二（第四十二条、第四十三条関係）

資格又は証明	飛行経歴その他の経歴
（略）	（略）
事業用操縦士	一　飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む二百時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（飛行機について操縦者の資格を有するときは、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む百五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。 イ～ニ　（略） 二～四　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第七十号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和三年五月十九日　　内閣総理大臣　菅　義偉

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第二十一号）第三項に規定する令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）

附　則

この告示は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行の日から施行する。

○内閣府総務省告示第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十三条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第二十一号）第三項に規定する令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）及び児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。）を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府・総務省令第三号）の施行の日から施行する。

○内閣府総務省告示第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第二十一号）第三項に規定する令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当の支給に関する情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（特別児童扶養手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。）を含む。）の管理に関する事務	令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府・総務省令第四号）の施行の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五七二円（本体五二〇円）（配送料別）